

法理論に関する当為および「法理論の道徳的正当化 要求テーゼ」は可能か

平井光貴

0. 序
 - 0.1. 本稿の目的
 - 0.2. 本稿の背景的問題状況
 - 0.3. 本稿の構成
1. 法理論・メタ法理論上の諸主張の整理
 - 1.1. 法に関する命題・法理論に関する命題の諸類型とその具体例
 - 1.2. 1.1.の諸類型を一般化する
 - 1.3. 「当為は可能を含意する」の原理に違反する当為とトリヴィアルな当為
 - 1.4. 一般形式を0.2.の二つのテーゼに当てはめる
2. 二階の法的当為（法理論構築に関する当為）は可能か
 - 2.1. 信念的非自発主義からの批判
 - 2.2. 信念的非自発主義からの批判への応答
 - 2.3. 小括
3. 二階の当為はいかなる種類の当為か
 - 3.1. 知的当為と認識的目的の関係
 - 3.2. 当為の目的と対象
 - 3.3. 非認識的目的の知的当為の可否
 - 3.4. 「評価的」な当為・理由
 - 3.5. 知的当為は認識的目的に関連しない？
 - 3.6. 小括
4. 二つの問いへの応答
 - 4.1. 一つ目の問いへの応答
 - 4.2. 二つ目の問いへの応答
5. 結語

0. 序

0.1. 本稿の目的

本稿の目的は二つである。一つ目は「法理論（構築）に関する当為は可能か、可能だとして、それはいかなる当為でありうるか」という問いに対して応答することであり、二つ目は、「『法理論は道徳的に正当化されなければならない』というテーゼがおよそ可能なものであるのか、可能であるとして、それはどのような条件において可能であるのか」という、一つ目の問いの特殊形としての問いに応答することである。

0.2. 本稿の背景的問題状況

上記二つの問いとそれに対する応答が、法哲学、とくにいわゆる法概念論においてどのような位置を占めるのかについて、ここで説明しておこう。

法哲学は「在る法 (law as it is)」とは何かについて論じる法概念論と「在るべき法 (law as it ought to be)」とは何かについて論じる法価値論（ないし正義論）の二分野に分かれる。前者は、少なくとも H. L. A. Hart による記念碑的著作『法の概念 (The Concept of Law)』をはじめとする一連の仕事以降、「実際に存在する法すなわち「在る法」の経験的で価値中立的な記述」に従事する営みであるとみられてきた¹⁾。ところが、近年では、Hart の法実証主義的プロジェクトに対し一貫して批判的態度を取ってきた Ronald Dworkin や、我が国ではたとえば井上達夫などによる批判をはじめとして、上記のような前提に疑義を呈する立場が一定の支持を集めている。すなわち、Dworkin らによれば、在る法について語る法理論は道徳的に価値中立的なものではあり得ず、むしろ道徳的に正当化されたものでなければならない（以下、前半の「法理論は道徳的に価値中立的なものではあり得ない」というテーゼを「法理論の必然的道徳的価値負荷性テーゼ」、後半の「法理論は道徳的に正当化されなければならない」という(0.1. で既に触れた) テーゼを「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」と呼ぶことにしよう²⁾。さて、かかる立場によると、たとえば、「法は第一次準則と第二次準則の結合体からなるものである」という「在る法の経験的記述」と思しき主張

1) 横濱 [2016: 3].

もまた、道徳的に正当化されなければならないということになるが、このような立場をとる陣営と、あくまで法についての客観的・（道徳的）価値中立的記述が可能であるとする（主として法実証主義者からなる）陣営との対立は今なお解決をみていない。

以上の論争は、それがなされた文脈への依存性が高く、一見して何が何のために争われているかが不明瞭である。少なくとも、下記のようないくつかの疑問が生じよう：

- (1) そもそも「在るべき法」と区別された「在る法」について語る目的は何か。
- (2) （一部の理論的立場において）なぜ「在る法」の経験的・価値中立的記述なるものが要請されたのか。
- (3) なぜ在る法について語る法理論は価値中立的なものではあり得ないのか。
- (4) 法理論が価値中立的なものではあり得ないとして、それは道徳的価値負荷性を含意するのか、それとも何らかの（道徳以外のものも含む）価値負荷性を含意するに過ぎないのか。
- (5) 法理論が道徳的に正当化されなければならない、とはどういうことか。

これらの問いの全てに対して十全な応答を与えるためには、著名な Hart-Dworkin 論争のみならず、場合によっては（Dworkin が批判した）Hart のプロジェクトの先駆者としての Jeremy Bentham のプロジェクトがどのようなものであったかなどについても遡って検討する必要がある³⁾。しかし、本稿で取り扱う問題は、上記のうちでも、主に(5)に関わるものに限定される⁴⁾。とはいえ、(5)の問題は、(1)(2)(3)(4)などの問題を考えるにあたっても独立の検討に

2) Dworkin [1986]、また、井上 [2019] を参照。正確に言えば、このテーゼを採用する論者らの主張内容およびその根拠はそれぞれ異なっているが、ここではその差異についての検討には（紙幅の関係上）踏み込まない。

3) Hart のプロジェクトに対する Bentham の影響関係等については、たとえば Toh [2005] を参照。

4) (1)については碧海 [1981: II]、碧海 [2000: Ch.2]、(1)(2)については Hart [1983: Ch.2]、(3)

(4)については Dworkin [1986]、Finnis [1980]、(1)(3)(4)については井上 [2019: Ch.1]、(1)(2)(3)(4)を包括的に論じるものとしては Dickson [2001] を参照。

値する問題である。以下、(5)の問題がどのような問題であるのかをもう少し説明しよう。

まず、(5)で問題とされているテーゼの主語部分、すなわち、「法理論が」という部分について。「在る法について語る法理論は価値中立的なものではあり得ない」とか、「法理論は道徳的に正当化されたものでなければならない」という命題は、どちらも法理論に関する命題であり、一見したところ、前者は法理論に関する事実命題の形をとり、後者は法理論に関する（法理論家、あるいは法理論そのものを名宛先とした）当為命題の形をとっているように見える。だが注意すべきは、これらが法に関する事実命題・当為命題ではなく、法理論に関する事実命題・当為命題であるという点である。法に関する命題（法理論上の命題、一階の命題）ということであれば、上述の「法は第一次準則と第二次準則の結合体からなるものである」、「不正な法は法ではない」、「法は正義への企てである」、「法は必然的に権威要求を行う」等々、我々にとって比較的なじみ深い種のものである。一方、法理論に関する命題（メタ法理論上の命題、二階の命題）は、これらの法に関する命題とは独立した、別種のものである。たとえば、前述したDworkinや井上によって採用される「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」も、あくまで「法理論は道徳的に正当化されなければならない」という主張であって、必ずしも、「法は道徳的に正当化されなければならない」という主張を含意するものではない⁵⁾。だが、法理論の価値中立性の可否が大きな論争点となっていることから察せられるように、このようなメタ法理論的問題領域は、他の問題領域になんらの影響も与えないような些末なものではなく、むしろ、一階の法理論的問題領域に大きな影響を及ぼすものである。具体的に言えば、（ここでその内実についての詳述はできないが、）メタ法理論領域でいかなる見解を採用するかによって、「法とは何か」という問いの答えそのものが変動してしまう可能性すらあるのである。これについて、メタ法理論上の問いに一定の決着をつけることなしに、法理論上の問いにすれ違いのない仕方では応答を与えることはできない、というのが筆者の目下の見立てである⁶⁾。

5) 特にDworkinの理論においては、法体系の一応の正当化が法理論の正当化要求の前提となっているためにこの二つが接続しているが（Dworkin [1986: Ch.1-3]）、本来は別の主張である。たとえば、「法は道徳的に価値中立的なものであると捉えた方が、法に対する道徳的批判的態度が涵養されやすくなる」というような主張は、法それ自体の道徳的価値負荷性を否定したうえで、法理論に対する道徳的正当化を与えている例であると言える。

次に(5)で問題とされているテーゼの述語部分、すなわち、「道徳的に正当化されなければならない」について。傍点によって強調されていることから分かるように、本稿において特に主題的に論じられることになるのは「されなければならない」という部分の問題である。この部分の何が問題か。それは、法理論に関する事実命題はともかく、法理論に関する当為命題は、そもそもその成立可能性に疑いがあるという点である。というのも、(詳細は2.以下において論じることになるが、)法理論の構築が、ある種の信念形成過程であると捉えた場合、法理論構築に関する当為とは信念形成に関する当為の一種であり、信念形成に関する当為が(後述する信念形成の制御不可能性により)成り立ち得ないものであるがゆえに、法理論構築に関する当為もまた成り立ち得ないものであるという結論が導かれる虞があるからである。そして、もし仮に法理論に関する当為命題が成り立ち得ないものであるとすると、その一種と思しき「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」もまた成り立ち得ないということになってしまう虞がある。だがこれは本当であろうか。冒頭で示したように、本稿では、このテーゼを含む法理論に関する当為がおよそ可能なものであるのか、可能であるとしたらいかなる条件のもとにおいてそうであるのかの解明を、以下に示す構成に沿って進めていくことになる。

0.3. 本稿の構成

本稿の構成は以下のようになる。まず、1.において、法理論・メタ法理論上の諸主張としてどのようなものがありうるかを列挙し、相互の関係を整理する。次に2.において、上述の「(法理論構築を含む)理論構築に関する当為はそもそも可能か」という問題を検討する。結論だけを先に示せば、理論構築に関する当為は、信念形成の制御不可能性にも関わらず、「知的当為 (intellectual ought)」ないし「知的責務 (intellectual obligation)」の一種であると理解することで可能となるというのが2.の結論である。次に3.において、理論構築に関する当為が可能であるとして、それはどのような条件において可能であるのかが論じられる。より具体的には、理論構築に関する当為が知的当為の一種で

6) この種の主張は法哲学に限らず、種々の哲学的論争において度々なされてきたものであるが、我が国の法哲学の領域について言えば、たとえば碧海 [2000] (初版: 1959) などによる指摘が一つのパラダイムをなすと考えられる。

あるとして、それがいかなる種類の知的当為でありうるのか、という論点が検討され、次いで、知的当為を果たすことが(理論の主要な目的と考えられる)認識的目的に奉仕するのか、という論点が検討される(「知的当為」や「認識的目的」が具体的にどのようなものを指すのかは後述する)。こちらも結論を先に示せば、理論構築に関する当為は、少なくとも認識的目的に奉仕する認識的知的当為として扱うことが(やや消極的根拠に基づくものではあるが)可能である、というのが3.での結論となる。最後の4.においては、2.及び3.における議論を踏まえて、0.1.において提示した二つの問いへの応答が与えられる。

1. 法理論・メタ法理論上の諸主張の整理

ここでは、0.1.において掲げた目的のため、法理論・メタ法理論上の諸々の主張の位置づけの整理を行う。「不正な法は法ではない」とか「法は必然的に正義要求を行うものである」といった法理論上の主張や、「法理論家は法理論上の主張を道徳的に正当化しなければならない」といったメタ法理論上の主張が、相互にどのような関係において位置付けられるのか、それぞれがどのような特徴を有するのか、見ていくことにしよう。

1.1. 法に関する命題・法理論に関する命題の諸類型とその具体例

まずは具体例に基づいて法に関する命題や法理論に関する諸命題がどのようなものであるのかを概観していこう。

最初に、「法は二層秩序⁷⁾からなる規範体系である」という事実命題を例に、法に関する命題と法理論に関する命題の区別を考えてみる。「法は二層秩序からなる規範体系である」という命題は法について語る一階の事実命題(法理論上の事実命題、法に関する事実命題)である。一方、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されている」という命題は法理論について語る二階の事実命題(メタ法理論上の事実命題、法理論に関する事実命題)である。

同種の区別が、当為命題についても成立しうる。「法は二層秩序からなる規

7) これは、Hartの「第一次準則と第二次準則の結合体からなる社会秩序」を指すもので、井上達夫の用語法に依拠する。参照、井上[2019: 29]。

範体系でなければならない」という当為命題を例にとろう。「法は二層秩序からなる規範体系でなければならない」という命題は法について語る一階の当為命題である。一方、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されていなければならない」という命題は、法理論について語る二階の当為命題である。

さらに、事実命題に必然／可能／不可能という様相⁸⁾を加えることで必然的／可能的／不可能的事実命題が成立し得、また、当為命題も「でなければならない」という要求的当為命題の他に、「であってもよい」「であってはならない」という許容的／禁止的当為命題が成立し得る。すなわち、上述の例を用いれば、「法は二層秩序からなる規範体系であることが必然／可能／不可能である」という三種類の一階の様相的事実命題、「法は二層秩序からなる規範体系であることが要求／許容／禁止される」という三種類の一階の当為命題、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されていることが必然／可能／不可能である」という三種類の二階の様相的事実命題、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されていることが要求／許容／禁止される」という三種類の二階の当為命題が、それぞれ成立し得ることになる（ただし、0.2.でも確認した通り、「(法理論構築に関する)二階の当為命題」なるものがそもそも成立可能であるのかについては議論の余地があることに改めて注意されたい）。

1.2. 1.1. の諸類型を一般化する

次に、1.1.において概観した諸類型を一般化していこう。前述のように、一階の諸命題を「法」を主語にとる諸命題、二階の諸命題を（法理論構築を遂行する）「法理論家」を主語にとる⁹⁾諸命題と捉えた場合、上述の諸命題類型は、以下のように一般化できる：

一階の法的事実命題 FFL：法はLである／ない

8) 様相とは、要するに必然性と可能性についての観念のことを指す（Hale & Hoffmann [2013: 1]）。

9) 詳細は3.4.において論ずるが、二階の諸当為を「評価的用法」によって理解した場合、「法理論家」のみならず「法理論」も主語としてとりうる。一方、「熟慮的用法」によって理解した場合には、行為主体たる「法理論家」のみが主語にとりうることになる。

一階の法的様相的事実命題 FML：法はLであることが必然／可能／不可能である

一階の法的当為命題 FOL：法はLであることが要求／許容／禁止される（法はLであるべきである／Lであってもよい／Lであってはならない）

二階の法的事実命題（法理論構築に関する事実命題）SFL：法理論家は、法理論において命題Pを主張するにあたって、 ϕ する／しない（ ϕ は行為または態度（action or attitude）¹⁰⁾）

二階の法的様相的事実命題（法理論構築に関する様相的事実命題）SML：法理論家は、法理論において命題Pを主張するにあたって、 ϕ することが必然／可能／不可能である

二階の法的当為命題（法理論構築に関する当為命題）SOL：法理論家は、法理論において命題Pを主張するにあたって、 ϕ することが要求／許容／禁止される（ ϕ すべきである／ ϕ してもよい／ ϕ してはならない）

まず一階の諸命題について確認しよう。前述した伝統的二分法によれば、FFLとFMLはいわゆる「在る法」について語る法概念論に属し、一方、FOLはいわゆる「在るべき法」について語る法価値論（または正義論）に属する。1.1.の例を再び用いるならば、「法は二層秩序からなる規範体系である」などはFFLにあたり、「法が二層秩序からなる規範体系であることは必然である」などはFMLにあたり、「法は二層秩序からなる規範体系でなければならない」などはFOLにあたる（勿論、これらの命題が真であるかは別問題である）。

次に二階の諸命題について確認しよう。二階の諸命題SFL、SML、SOLは伝統的二分法の枠組に必ずしもなじまないものであるが、三者の内容に共通して現れる「（法理論における）命題P」には、一階の諸命題FFL、FML、FOLが代入されうるという関係が成り立つ。命題Pにあたるものとして、今度は「不正な法は法ではない」という例を用い、また、 ϕ にあたるものとして「当該主張を論証を用いて正当化する」という（やや自明とも思われる）例を用いて、SFL、SML、SOLに当てはめてみよう。すると、たとえば、SFLとして「法理論家は、法理論において命題『不正な法は法ではない』を主張するにあ

10) この表現は、 ϕ の値として、行為のみならず、信念等もとりうる（少なくとも初めから排除はしない）という前提による。（Hieronymi [2008: 362] など参照。）

たって、当該主張を論証を用いて正当化する」などが、SMLとして「法理論家は、法理論において命題『不正な法は法ではない』を主張するにあたって、当該主張を論証を用いて正当化することが可能である」などが、「法理論家は、法理論において命題『不正な法は法ではない』を主張するにあたって、当該主張を論証を用いて正当化しなければならない」などが、それぞれの例として得られる（こちらも、それぞれが真なる命題であるかどうかは別問題である）。

1.3. 「当為は可能を含意する」の原理に違反する当為とトリヴィアルな当為

ここでは、事実命題・様相的事実命題・当為命題相互がどのような関係に立っているのかを整理しよう。

「当為は可能を含意する（ought implies can）」の原理（以下、OIC原理と略す）が正しいという前提に立てば、一階の当為命題も二階の当為命題も、それが真であるためには、ともに一定の事実命題が前提として真である必要がある。たとえば、上述の「法は二層秩序からなる規範体系でなければならない」という一階の当為命題が真であるためには、「法は二層秩序からなる規範体系であることが可能である」という一階の様相的事実命題が真である必要があるし、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されていなければならない」という二階の当為命題が真であるためには、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されていることが可能である」という二階の様相的事実命題が真でなければならない。つまり、当為において要求されているにも関わらず事実において不可能であったり、当為において禁止されているにも関わらず事実において必然であったならば、OIC原理に違反する。

一方、当為において要求されているが事実において必然であったり、当為において禁止されているが事実において不可能であったならば、「当為は可能を含意する」の原理に違反こそしないものの、当該当為命題は違反することが不可能な、ある種トリヴィアルな当為ということになる。たとえば、上述の「法は二層秩序からなる規範体系でなければならない」という一階の当為命題は、「法は二層秩序からなる規範体系であることが必然である」という一階の様相的事実命題が真であるならばトリヴィアルであるし、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されていなければならない」と

いう二階の当為命題は、「『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題は道徳的に正当化されていることが必然である」という二階の様相的事実命題が真であるならばトリヴィアルである。

なお、許容の当為命題に関しては、事実がどうであっても OIC 原理に違反することはないが、事実において必然ないし不可能であった場合には、一方選択肢はとり得ないものであるためにやはりトリヴィアルということになる。

以上から、OIC 原理違反とトリヴィアルさのいずれをも回避しようとする限り、一階・二階の当為命題とも、それが要求的であろうと禁止的であろうと許容的であろうと、対応する様相的事実命題は可能的事実命題でなければならないということになる。

1.4. 一般形式を 0.2. の二つのテーゼに当てはめる

ここでは、1.2. で整理した一般形式を、0.2. で提示した「法理論の必然的・道徳的価値負荷性テーゼ」と「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」に当てはめてみよう。これら二つのテーゼの内容は、それぞれ「(在る法について語る) 法理論は価値中立的なものではあり得ない」、「(在る法について語る) 法理論は道徳的に正当化されたものでなければならない」というものであった。これらに前述の一般形式を当てはめると、おおよそ次のようになると考えられる：

法理論の必然的・道徳的価値負荷性テーゼ：法理論家は、法理論において命題 P「法とは X である」を主張するにあたって、道徳的に価値負荷的主張をするのが必然である（命題 P の主張そのものが必然的に道徳的価値負荷的である）。

法理論の道徳的正当化要求テーゼ：法理論家は、法理論において命題 P「法とは X である」を主張するにあたって、当該主張を道徳的に正当化することが要求される（道徳的に正当化すべきである）。

ここで、後者の「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」が伝統的な法概念論との関係でどのように位置づけられるかを説明しておこう。上述の通り、「命題 P」には一階の法的諸命題が代入されうるわけであるが、たとえば、「法は二層秩序からなる規範体系である」という一階の法的事実命題を代入すると、「法理論において『法は二層秩序からなる規範体系である』という命題を主張

するにあたって、当該主張を道徳的に正当化することが要求される」という二階の法的当為命題が得られる。このようなテーゼを Dworkin などの論者が受容しているということは既に触れたとおりであるが、一見するとこの主張は奇妙である。というのも、事実命題の主張がなぜ道徳的に正当化される必要があるのか。当為命題が道徳的に正当化される必要がある、ということであれば容易に理解可能である。たとえば、「全ての人に対して、資源が十分な水準まで分配されるべきである」という当為命題が道徳的に正当化されるべきである、という主張であれば、（当該命題の主張者が自らの正当性を示す必要がある限り、）当然のことと見てもよいであろう。また、事実命題が適切な証拠に基づいて正当化される必要がある、というようなことであれば、やはり容易に理解可能であろう。たとえば、「水は H_2O である」という事実命題は、実験や観察を通じた証拠に基づいて正当化されるべきである、という主張もまた、当然であるように思える。だが、事実命題の主張にあたって道徳的正当化が要求されるとは一体どういうことであるのか。これは、上の例に当てはめるならば、「水は H_2O である」という事実命題の主張が道徳的に正当化されなければならないと言っているに等しく、同命題に関する要求としては、一見すると不可解な主張であるように思える（というのも、「水は H_2O である」という主張が真であるかどうかと、その道徳的正当化に一体何の関係があるというのか）。しかし、かかる主張こそが Dworkin や井上の法概念論のまさに根幹をなすものであり、伝統的な意味での法概念論／法価値論という二分法をこえた、「規範的法概念論」¹¹⁾ とでも呼ぶべき理論的領域上の主張なのである。Dworkin や井上がそれぞれどのような根拠に基づいてかかる主張を行っているかの十全な検討は別稿に委ねなければならないが¹²⁾、本稿の主題は、かかる主張を行うための可能性条件の検討として位置付けられることをもう一度確認されたい（なお、この論点に関しては、4.2.2.において再び検討される）。

2. 二階の法的当為（法理論構築に関する当為）は可能か

ここまでの議論では、「（法理論に関する）二階の当為命題」が成り立つこと

11) 井上はこれを「法概念論の規範化」と表現している（井上 [2019: 12-36]）。

12) 彼ら自身による論証として、Dworkin [1986: Ch.1-3]、井上 [2019: Ch.1] 等を参照。

を前提として整理を進めてきた。だが、再三触れている通り、かかる当為の成立可能性には（後述する理由により）疑わしいところがある。したがって、ここでの課題は、まず二階の法的当為なるものがそもそも可能であるかどうかの検討ということになる。さて、二階の法的当為とは、以下のような、法理論家を名宛人とする法理論構築に関する当為であった：

二階の法的当為（法理論構築に関する当為）SOL：法理論家は、法理論において命題 P を主張するにあたって、 ϕ することが要求／許容／禁止される（ ϕ すべきである／ ϕ してもよい／ ϕ してはならない）

これを一般化したとき、理論構築に関する当為は、次のようになると考えられる：

理論構築に関する当為 SO：理論家は、理論において命題 P を主張するにあたって、 ϕ することが要求／許容／禁止される（ ϕ すべきである／ ϕ してもよい／ ϕ してはならない）

それでは、これらの当為の成立可能性はどのような点において疑わしいのであろうか。以下では大きく分けて二つの観点からの批判が検討される。第一の批判は「信念的非自発主義（doxastic involuntarism）からの批判」であり、第二の批判は「認識的目的の達成に対する知的当為の無関連性」からの批判である。本節 2. では、理論構築に関する当為がおよそ可能かという論点とともに、第一の批判が検討される。前述のとおり、この批判に対しては、理論構築に関する当為を知的当為と呼ばれるある種の当為として理解することで応答がなされる。また、次節 3. では、理論構築に関する当為が知的当為の一種として理解できるという前提のもと、それがどのような種類の当為であるのかという論点とともに、第二の批判が検討される。それでは、まず前者の論点および第一の批判から見ていくことにしよう。

2.1. 信念的非自発主義からの批判

ここでは、第一の批判、すなわち、信念的非自発主義からの批判について検討する。

2.1.1. 信念形成としての理論構築とその目的

信念的非自発主義からの批判を検討する前提条件として、まず、そもそも理論家が理論構築をするというのはどういった営為なのか、たとえば、「法とは第一次準則と第二次準則の結合体からなる社会秩序である」という主張をするにあたって、Hartが『法の概念』において行った作業は、いかなる性質を持つ営為であるのかという問いについて、一応の答えを設定しておく必要がある。

以下では、上記の問いに対して、さしあたり、「理論構築とは信念形成の一種である（ないし、関連的信念形成を必要条件とするものである）」という作業仮説を一応の答えとして、議論を進めていく。すなわち、「法とはXである」という結論に向けた理論構築は、「法とはXである」という信念形成の一種である（ないし、かかる信念形成が理論構築の必要条件をなす）という仮説を前提に、諸々の論証をしていくことになる（この仮説が支持可能なものであるかは、2.2.2.において（部分的に）検証される）。

次に、上記仮説をさしあたり受け入れるとして、理論構築はいかなる目的を持った営為であろうかという点についても一応の答えを与えておく。思うに、その主要な目的の一つは、認識的目的（epistemic goal）、すなわち、「真なる信念を抱き、偽なる信念を回避する」という目的¹³⁾に他ならないと思われる。理論構築は真理を追究する営為であって、偽なる結論であってもよいなどということはないであろう。他にも様々な目的を帰属させることは可能であろうが、さしあたっては認識的目的が理論構築の主要な目的の一つであることを前提として、議論を先に進めることにしよう。

2.1.2. 信念的非自発主義と信念的当為の不可能性

信念的非自発主義からの批判とはどのようなものか、そもそも信念的非自発主義とはどのような立場であるのかを適切に理解するためには、これがいかなる文脈において登場した立場であるのかをまず確認した方がよいであろう。

信念的非自発主義という立場は、もともとは、認識的正当化（epistemic justification）に関するある種の見解を批判するために登場したものである。この

13) Alston [1989: 83]; Parfit [2011: 47-48]; Peels [2016: 102]; Peels [2017: 2899-2900]; Leary [2017: 529] など。

認識の正当化の「正当化」が何を意味するかを巡っては、大きく分けて二つの陣営のあいだに争いがあり、その争点は、認識的正当化が要求・許容・禁止などと関係する「義務論的正当化 (deontological justification)」の一種と捉えることができるか否かに存する。捉えることができるとする見解は「認識的正当化の義務論的構想 (deontological conception of epistemic justification: DCEJ)」と呼ばれ¹⁴⁾、捉えることができないとする見解は「認識的正当化の評価的構想 (evaluative conception of epistemic justification: ECEJ)」と呼ばれる。信念的非自発主義によって批判されるのは、前者の DCEJ の見解である。以下、DCEJ と ECEJ がそれぞれどのような内容の見解であり、また、信念的非自発主義による DCEJ 批判とは一体どのようなものであるのか、さらに、それが理論構築に関する当為の不可能性にどうつながるのかを順に見ていくことにしよう。

さて、DCEJ によれば、信念の認識的正当化の有無は、信念を有する主体の振舞いが認識的当為 (epistemic ought) に適っているか否かによって判断されるものであるとされる¹⁵⁾。すなわち、次のようなものである¹⁶⁾：

DCEJ : S は P であると信じるのが正当化される iff S は P を信じるべきではないというわけではない ; S は P を信じるにつき何らの認識的義務違反も犯してはいない ; S が P を信じることにについて正当に非難することができない

念のため確認しておけば、ここで言及される「非難」とは、「認識的合理性 (epistemic rationality)」という観点からの非難である。つまり、この定式化に

14) 「認識的義務論主義 (epistemic deontologism)」とも呼ばれる。この「義務論的」という用語法は、この問題を影響力ある形で提起し (て DCEJ を退け) た William P. Alston によるものである (Alston [1988]; Alston [1989])。この用語法は、規範倫理学や政治哲学の分野において用いられる義務論の語を認識的正当化の文脈に応用したものと捉えることができるだろう。すなわち、倫理学分野における義務論が「実践的 (道徳的) 正当化」に関する義務論であるのに対して、認識的義務論主義における義務論とは「認識的正当化」に関する義務論、ということになる (なお、Vahid [1998] や Côté-Bouchard [2019: 1642] では、「義務論的」に代えて「当為論的 (deontic)」という語が用いられている)。一方、認識的正当化のために認識的目的の達成という一定の帰結が (信念形成過程において何をしたかよりも) 重視される ECEJ は、倫理学で言えば帰結主義に近い立場と見ることができるだろう。

15) Alston [1989: 84-96; 115-118]; Steup [2005: Sec.2.1]

16) Alston [1989: 86; 117]; Vahid [1998: 289]; Steup [2005: Sec.2.1]

よって認識的当為に違反することは、認識的不合理性ゆえの非難であって、道徳的観点から見て悪いとか、賢慮的（prudential）観点から見て不合理であるというような意味のものではない。

一方、DCEJ を否定する ECEJ によれば、認識的正当化における正当化とは、このような認識的当為とは関係がないものであり、信念が一定の認識的基準によって評価される点で「評価的（evaluative）」ではあるものの、実践的文脈において当為と相関的に用いられる「義務論的」な正当化とは異なるとされる¹⁷⁾。ECEJ は次のように定式化される¹⁸⁾：

ECEJ：S は P であると信じるのが正当化される iff S が P であると信じるのが、十分な根拠に基づいており、かつそう信じることに反対するような十分な覆斥的（overriding）理由を欠いているという点で、認識的観点からみてよいものである（good thing from the epistemic point of view）。

DCEJ が前提とする認識的当為の典型は、「S は P を信じるべきである」というような命題によって定式化される、いわゆる信念的当為（doxastic ought）であると一般に捉えられている¹⁹⁾。信念的当為とはすなわち信念形成に（直接）向けられる当為のことであり、仮に理論構築もまた信念形成の一種であるとすれば、理論構築に向けられた当為も信念的当為の一種ということになる。つまり、同仮定によれば、理論構築に関する当為 SO や、その特殊形である二階の法的当為 SOL もまた、信念的当為の一種ということになるだろう。

ところが、DCEJ は——過去には少なからぬ有力な支持者がいたもの——

17) Alston [1989: 97].

18) Alston [1989: 105-106]; Steup [2005: Sec.2.1].

19) とはいえ、後者の ECEJ が信念的当為文をおよそ認めずに済ませることができるともない。Chrisman [2008: 347] や McHugh, Way&Whiting [2018: 1] などにおいて指摘されるように、また、Alston 自身も認めるように（Alston [1989: 119]）、少なくとも「べし・当為（ought）」の通俗的用法としては、信念的当為文の類は受容されており、ECEJ の立場もまた、こういった用法の位置づけについて説明をしなければならないであろう。しかし、ECEJ 側の戦略は、DCEJ 側のそれとは異なり、何らかの形で信念的当為や認識的当為の可能性を直接認める方針を採るのではなく、むしろ、「べし・当為」の概念を、実践的領域におけるそれとは異なる意味・用法を持つものとして捉える方針を（正当化の概念同様に）採用するものと思われる。規範的領域における当為と評価の関係や、「べし・当為」の複数の意味・用法については、3.4. で改めて論じる。

少なくとも現在の時点では必ずしも大きな支持を得ておらず、否定論たる ECEJ の方が有力な立場であるとされる²⁰⁾。その最大の理由は、我々の信念的態度 (doxastic attitudes) —— 信念 (belief), 不信 (disbelief), 信念の保留 (suspension of belief) —— が、他の諸々の行為とは異なり、我々の制御 (control) を及ぼすことができないものであるとする見解が優勢であるからである。この見解を主張する立場こそが、信念的非自発主義に他ならない。William Alston による信念的非自発主義からの DCEJ 批判²¹⁾ など影響力ある議論を経て、信念的非自発主義は現在、哲学者や心理学者の間で広く受け入れられるに至っている²²⁾。信念的非自発主義によれば、信念形成は消化プロセスや瞬きなどに類する、非自発的なもの、制御の余地のないものとみられるわけであるが、では、なぜこれが DCEJ の否定につながるのか。それは以下の理路による。信念的当為は、我々が特定の信念形成をすることを要求・許容・禁止するものである。一方、もし信念的非自発主義が正しいとすれば、我々は信念形成に対して自発的な制御をすることができず、信念的当為の要求や禁止に応じて自発的に信念形成をすることも不可能ということになる。ゆえに、OIC 原理を受け容れる限り、信念的当為と信念的非自発主義は両立しない。信念的非自発主義を受け容れるならば、信念的当為の可能性は棄却される。信念的当為が不可能であるならば、DCEJ も不可能である。DCEJ が信念的非自発主義により否定されるのは、このような理路によっている²³⁾。

2.1.3. 信念的非自発主義に基づく理論構築に関する当為の否定と、理論構築の方法論にまつわる論争の位置づけ

さて、以上のような信念的非自発主義に基づく信念的当為の不可能性（および DCEJ の不可能性）の議論は、どのようにして理論構築に関する当為の不可能性につながるのでしょうか。それは以下の理路による。すなわち、前述のように、仮に理論構築が信念形成の一種であるとして、さらに信念形成に関する当為が信念的当為に尽きるとすれば、信念形成に関する当為の一種たる理論構

20) Vahid [1998: 285]; Steup [2005: Sec.2.1].

21) Alston [1988]; Alston [1989].

22) Chrisman [2008: 346]; Chignell [2018: Sec.3.4].

23) Alston [1988]; Chrisman [2008: 346-348]; Peels [2017: 2896]; Chignell [2018: Sec. 3.4]; Côté-Bouchard [2019: 1642-1644].

築に関する当為もまた当然信念的当為の一種であることになる。ところが、OIC 原理と信念的非自発主義というともにもっともらしい原理を受容する限り、信念的当為は不可能であり、ということは、信念的当為の一種である理論構築に関する当為もまた不可能ということになる。要するに、DCEJ が否定されたのと似たような理路を辿って、理論構築に関する当為の可能性もまた否定されるということになる。

しかし、以上のような議論が正しいものであるとすると、たとえば、科学哲学において主題とされるような、科学遂行の方法論上の争い——「正しい科学の方法論はどのようなものであるのか」を巡る争い²⁴⁾——がどのような性質の争いであるかに関して疑問が生じてくる。というのも、信念形成の一種たる理論構築が選択の余地のない営為であるとしたら、理論構築の方法論もまた選択の余地のないものであり、かかる争いにおいて「正しい科学の方法論はしかじかのものであるから、それに従って行われるべきだ」というような当為論的 (deontic) な (要求・許容・禁止を伴う) 主張——たとえば、「方法論的反証主義 (methodological falsificationism)」²⁵⁾ に基づく主張など——がなされても、それは他の信念的当為同様に (「当為・べき (ought)」という語を特殊な、「評価的 (evaluative)」な意味で理解しない限り²⁶⁾、) 不可能事を要求する主張ということになってしまうように思われるからである。より小規模な、具体的な例として、「正しい実験の行い方」や「正しいデータの読み取り方」といったものもまた理論構築に関する当為の一種と考えられるが、これらに対する要求・許容・禁止なども同様に、それが信念的当為である限りは、不可能事の要求ということになってしまうだろう。さらに、法哲学においてもこのような方法論上の争いは存在し、たとえば、Ronald Dworkin によるよく知られた「意味論的法理論 (semantic theories of law)」批判は、法についての語り方に関する批判、すなわち、方法論・メタ法理論上の批判に属するが、理論構築における当為が不可能事を要求するものであるならば、このような批判もまた不可能事を要求するも

24) たとえば、伊勢田 [2003: Ch.1] を参照。

25) Lakatos [2013].

26) これは、Mark Schroeder の用語法による。詳細は 3.4. において改めて論じるが、Schroeder は、「べし・当為 (ought)」という語には、行為主体と行為・態度を関連づける熟慮の用法とそうでない評価的用法がある、ということを指摘しており、OIC 原理と関わるのは、前者のみであるとする。

のとなってしまうことになる。しかし、これらの主張は本当に不可能事を要求するものなのであろうか。すなわち、理論構築に関する方法論上の争いは、信念的当為というもとより不可能なものを前提とした的外れな営みに過ぎないのであらうか。

2.2. 信念的非自発主義からの批判への応答

以下では、上述のような信念的非自発主義からの批判にも関わらず、(信念形成過程の一種として理解された)理論構築に関する当為はなお成立可能であり、理論構築に関する方法論上の争いもまた、有意味なものとして成立可能であるということを論じていく。

2.2.1. 信念形成への間接的影響と知的当為

ここで一度、理論構築に関する当為、DCEJ、信念的非自発主義、OIC原理の関係を整理しよう。状況は次のようなものである²⁷⁾：

- (1) 我々は、信念に対する十分な自発的制御を有している場合に限って、特定の命題を信じるような信念的当為が成り立つ。(OIC原理)
- (2) 我々は、信念に対する十分な自発的制御を有していない。(信念的非自発主義)
- (3) (1)(2)より、信念的当為は成り立たない。(信念的当為の不可能性)
- (4) 理論構築に関する当為は、信念的当為である。
- (5) (3)(4)より、理論構築に関する当為は成り立たない。(理論構築に関する当為の不可能性)
- (6) 信念的当為が成り立たないならば、DCEJは成り立たない。
- (7) (3)(6)より、DCEJは成り立たない。(DCEJの不可能性)

Rik Peels や Robert Audi などの論者は、反駁の難しい(1)(2)(3)の前提は受け容れつつ、(6)を否定してDCEJ(あるいはそれに近いもの)を擁護する方針を採る²⁸⁾。ではどのようにして(6)が否定されるのか。確かに信念形成に対する直接的制御は不可能であり、それに対する信念的当為もまた不可能である。しか

27) この定式化は、Peels [2017: 2897] の定式化を適宜修正したものである。

し、信念形成過程において信念形成に影響を与える諸々の要因——たとえば、証拠収集や認知的徳に沿った振舞い、信念メカニズムの機能を向上させることなど、要するに証拠的基礎 (evidential bases) や信念形成習慣 (belief formation habit) といった信念形成に関連的な諸要素——は、一定程度我々の制御下にある。もし、これらが一定程度我々の制御下にあるならば、これらに関する当為は可能である。そして、これらは、信念形成を直接的・間接的問わず、また短期的・長期的問わず制御可能とするものではないが²⁹⁾、信念形成に間接的自発的影響 (indirect voluntary influence) を与えるものではある。ここでは、Peels らに倣い、このような当為、すなわち、証拠的基礎や信念形成習慣に関する当為を、信念形成に対する直接の当為である信念的当為と区別して、「知的当為 (intellectual ought)」と呼ぶことにしよう³⁰⁾。Peels らの戦略は、ある信念が認知的に正当化された信念であるか否かを一定の認知的当為への適合性によって判定するという DCEJ の中心的主張を維持しつつ、当該認知的当為を (不可能事を要求する) 信念的当為ではなく、知的当為の一種³¹⁾ と見ることによって、(6) を退け、DCEJ を (限定的にはあるが) 擁護するというものである。

もっとも、ここで重要なのは DCEJ の擁護そのものではなく、むしろ DCEJ の擁護のために導入された知的当為の方である³²⁾。というのも、本節において問題となっているのは、(認知的目的のために営まれると思しき) 理論構築に

28) Audi [2008]; Audi [2011]; Peels [2017]. DCEJ を否定する Alston もまた、信念的非自発主義と OIC 原理を受け容れてもなおありうる DCEJ の構想は、このようなもののみであるという趣旨の議論を行っている。

29) Alston [1989: 119-136]. また、信念形成過程における諸々の当為を通じて信念形成は間接的に制御可能であるとする Sharon Ryan の議論を批判するものとして、Feldman [2008: 343-345].

30) Peels [2017: 2898]. もっとも、Peels は当為 (ought) ではなく、責務 (obligation) という語を用いているが、この二つは、少なくともこの文脈においては概ね互換的なものと考えて差し支えない。

31) もっとも、Alston は、DCEJ 側のこの種の戦略をも考慮に入れ、批判を加えている。Alston [1989: 136-152].

32) より精確に言えば、Peels は、(信念主体の非難不相当性 (blamelessness) や免責 (excuse) に関わる) 「責任ある信念 (responsible belief)」と「認知的に正当化された信念」を区別し、知的当為が直接には前者に関わるものであるとしつつも、前者と後者はおおよそ同じものでありうるという診断を下している (Peels [2016: 237]; Peels [2017])。一方、本文中でも触れたとおり、Alston はこの種の責任ある信念を認知的正当化とは無関連のものとして退けている。

関する当為がおよそ可能か否かの検討であって、認識的正当化が義務論的正当化に尽きるかどうかではないからである。つまり、仮に「ある主体の信念が認識的に正当化されること」と「その主体が信念形成の際に知的当為を充足すること」が（知的当為に依拠するタイプの DCEJ の想定に反して）必要十分の関係にないとしても、何らかの仕方でも理論構築に関する当為が可能であることが示されるならば、とりあえずは（DCEJ が肯定されるか否かに関わりなく）本節の目的は達成されることになる。すなわち、2.1.3. で提起した、「理論構築に関する方法論上の争いはどのような性格のものであるのか、それは信念的非自発主義と OIC 原理から導かれる信念的当為の不可能性を受容してもなお有意義な争いであるのか」という問いに対して、「理論構築に関する当為とは知的当為であり、理論構築に関する方法論上の争いは、理論構築に関連する知的当為がどのようなものであるのかに関する争いであり、信念的当為の不可能性にも関わらず有意義な争いでありうる」と応答することができるのである。要するに、本稿の主題からして重要なのは、(7)を退けることができるかどうかではなく(5)を退けることができるかどうかであって、(5)を退ける道具立てとして、(本来は DCEJ を擁護するために導入された) 知的当為の概念を応用できるかということこそ、ここでのポイントなのである。(この問題は以下で詳しく検討することになる。先取的に触れておけば、知的当為という道具立てを用いて、(4)を退けることで(5)も退けうるというのが、そこでの結論である。)

2.2.2. 理論構築に関する当為は知的当為といえるか

さて、先に確認した通り、もし理論構築に関する当為が信念的当為であるならば、OIC 原理と信念的非自発主義が真である限り、成り立たない。だが、理論構築に関する当為が信念的当為ではなく知的当為であるならば、OIC 原理と信念的非自発主義が真であったとしても、なお成り立つ余地がある。では、理論構築に関する当為は、知的当為として捉えることができるであろうか。ここでもう一度、理論構築に関する当為がどのように定式化されるか確認しよう：

SO：理論家は、理論において命題 P を主張するにあたって、 ϕ することが要求／許容／禁止される (ϕ すべきである／ ϕ してもよい／ ϕ してはならない)

SOは知的当為の一種と捉えることができるであろうか。この問いに答えるためには、理論構築に関する当為と知的当為のそれぞれにつき、内容の曖昧な部分をもう少し明確化する必要があるだろう。

先に、知的当為がどのようなものであるかを確認する。まず、信念とは何かというところから始めよう。信念・信じることは「命題的態度 (propositional attitude)」の一種であり³³⁾、命題的態度とは命題に対してとられる一定の態度である。特に信念がどのような命題的態度かと言えば、「特定の命題について、それが真であるとみる命題的態度」である³⁴⁾。ゆえに、信念形成 (belief formation) とは、特定の命題が真であるとみる命題的態度すなわち信念を形成することである。当該信念形成の過程は、前述のとおり証拠的基礎と信念形成習慣に影響を受けるものであり、これらの証拠的基礎と信念形成習慣に関する当為が、知的当為である。つまり、知的当為は、以下のようなものとして定式化できる：

知的当為 IO：特定の命題を真であるとみる信念を形成する過程に影響を与える、証拠的基礎と信念形成習慣に関する当為

これを SO や SOL と同様の形式に書き直すと、次のようになるだろう：

IO*：主体 S は、特定の命題 P が真であるとみる信念を形成する過程において、それに影響を与える証拠的基礎と信念形成習慣に関して、 ϕ^* することが要求／許容／禁止される

要するに、信念形成に影響を与える過程のうち、自発的制御が可能な部分に対する一定の当為が、知的当為である。

次に、SO の内容を検討することで、理論構築に関する当為がどのようなものであるかを見てみよう。まず、前半の「理論において命題 P を主張する」という部分についてであるが、「命題 P を主張する」とは「命題 P が真であることを主張する」ことである。つまり、この部分は、「理論において命題 P が

33) Schwitzgebel [2019].

34) Blackburn [2008: 39].

真であることを主張する」ということを意味する。また、後半の「 ϕ することが要求／許容／禁止される」の部分について、 ϕ は行為または態度 (action or attitude) を値にとりうるある種の変項である。したがって、 ϕ に代入したときにSOが真となるような値が存在するならば、少なくともその値が代入された場合に限り、理論構築に関する当為が成り立つことになる。それでは、 ϕ には何を代入しうるだろうか。たとえば、「命題Pが真であることを論証することが要求される」などを例として考えることができる。理論において一定の命題Pが真であると主張するにあたって、Pが真であることを論証することは——理論の目的が何であるかと考えるかにもよるが——当然の要求のように思える。そして、信念的非自発主義の正しさに関わらず、このような論証に関する当為は当然可能であるように見え、その点で、既に「二階の当為はおよそ可能であるか」という問いに対しては肯定的に答えることもまた——無論、そのことのみを以てDCEJを擁護することはできないが——可能であるように見える。とはいえ、この「要求」が規範的なものであるのか、それとも、理論構築に関する概念的真理、すなわち事実的なものであるのかはいまのところそれほど明らかではない。いずれにせよここでは、理論に関する当為が他に可能であるか、それをより一般的な仕方で示せるか否かの検討を続けることにしよう。

さて、ここで、「信念に関する一定の知的当為が成り立つ」とことと、(理論構築過程をある種の信念形成過程と捉え、)「理論において命題Pが真であることを主張するためには、命題Pが真であるという信念を形成する必要がある」ことの二つを仮定的前提にすると³⁵⁾、命題Pが真であることを主張するためには、証拠的基礎と信念形成習慣に関して、一定の知的当為に従わなければならないことになる。なぜならば、仮定より、命題Pが真であると主張するためには命題Pが真であるという信念を形成する必要がある、命題Pが真であるという信念を形成する当該過程において、一定の知的当為が成り立ち、それに従わなければならないからである。信念形成それ自体は、信念的非自発主義とOIC原理により、直接SOやSOLの ϕ に代入することはできないが、信念形成に影響を与える過程のうち主体の制御下にある証拠的基礎や信念形成習慣についてはその限りではなく、その一定の(知的当為に適った)あり方を、SOやSOLの ϕ に代入することができる。要するに、以下のようになる：

- (1) 主体Sは、特定の命題Pが真であるとみる信念を形成する過程におい

て、それに影響を与える証拠的基礎と信念形成習慣に関して、 ϕ^* することが要求／許容／禁止される（IO*に関する上記仮定）

(2) 理論家は、理論において命題Pが真であることを主張するためには、命題Pが真であるとみる信念を形成する必要がある（上記仮定）

(3) (1)(2)より、理論家は、理論において命題Pが真であることを主張するためには、命題Pが真であるとみる信念を形成する必要がある、当該信念を形成する過程においては、それに影響を与える証拠的基礎と信念形成習慣に関して、 ϕ^* することが要求／許容／禁止される

(4) (3)はSOの「 ϕ すること」に「それに影響を与える証拠的基礎と信念形成習慣に関して、 ϕ^* すること」を代入したものであり、ゆえに、(3)が成り立つ限りにおいて、SOが成り立つ

以上より、信念に関する一定の知的当為（ ϕ^* すること）が成り立ち得、かつ、命題Pが真であるという理論的主張のために命題Pが真であるという信念を形成する必要があると仮定するならば、少なくとも当該知的当為に関する限り、(3)の形式をもった理論構築に関する当為が成り立ち得ることになる。

35) ここでの詳細な検討は割愛せざるを得ないが、「理論において命題Pが真であることを主張するために、命題Pが真であるという信念を形成する必要がある」という想定には実は議論の余地がある。これは、「理論家が自らが抱く信念と衝突するような理論構築をすることが可能か」という問題として見ることができる。理論が「文や文類似構造物の体系（system of sentences or sentence like structures）」である、という定式化（Bogen [2017: Sec.1]）を前提とすると、理論は必ずしも信念体系であるというわけではなく、その場合、「命題Pが偽であるという信念を抱きながら、理論において命題Pが真であることを主張する」とことは可能であるようにも思える。たとえば、Alstonが指摘するように（Alston [1989: 127]）、ある命題の真偽が確かでないときに「作業仮説（working hypothesis）」を理論において導入する場合は、理論家は必ずしも当該仮説が真であるという信念を有する必要はなく、少なくともこの点では、理論と信念は乖離することがありうる。また、Matthew S. Sampleの主張するところによれば（Sample [2015]）、理論家はむしろ自分の理論の主張するところが真であるという信念を抱くことが、むしろ認識的責務に違反するとされる。要するに、先の想定は、必然的命題というわけではなく、主張に関するある種の要求的当為命題、すなわち、それが真であるという信念を抱いていないような命題に関してそれを真であると主張するような理論を提示してはならないというような、（Sampleの主張するところとは反対の）理論に関する当為命題であると捉えられるかもしれない。だが、仮にSampleのような見解を採ったとしても、本稿において問題とされたような「理論構築に関する当為は可能か」という問題は、（信念的非自発主義との関係が問題とならない以上、）解消の方向に向かいこそすれ、解決困難な問題になることはないと思われる。

2.2.3. 具体的には何が理論構築に関する知的当為に当たるのか

上述のφ*に具体的に何が入りうるかは、実際には個別具体的な状況に応じて変動すると考えられる。だが、一般論として、たとえばRobert Audiは、知的当為（精確には知的責任）の例として、証拠の探求（seeking evidence）、反省的均衡（reflective equilibrium）、信念根拠への着目（focus on grounds of belief）、個人間比較（interpersonal comparison）、確証の（根拠に対する）比例性（proportionality in conviction）などを挙げている³⁶⁾。

「(法)理論構築に関する当為」という本稿の主題にひきつけて、何が知的当為に当たりうるのかをもう少し具体的に考えてみよう。ここまでで論じられたのは、理論構築が信念形成の一種であるとして、信念形成そのものを直接に自発的に制御することは（信念的非自発主義により）不可能であるが、信念形成過程において、それに影響を与える信念形成習慣等の振舞いについては自発的な制御が一定程度可能であり、そのような部分に関しては当為を観念することもまた可能であるということであった。つまり、理論構築過程において、結論となるような信念（主張）そのものを自発的に制御する（つまり、別様に信じようとする）ことは困難であるとしても、その結論となるような信念に至るまでの理論構築過程において、当該仮定に影響を与えるような信念形成習慣等については（自発的制御が可能であるゆえ）当為が観念できるというわけである。それでは、理論構築過程において結論となるような信念形成に影響を与える振舞いとは何か。言うまでもなく、それはまず第一に論証であり、経験的理論構築であるならば、実験・観察等も含まれるであろう。Audiの挙げている諸項目も、論証ないし実験・観察という過程をいかなる仕方で遂行するのが望ましいかについての例示列挙であると考えることができる。本稿の主題であるところの「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」に関して言えば、法理論に関する論証の過程で「道徳的正当化が行われなければならない」という部分が、法理論構築に関する知的当為（の候補）に該当すると思われる。要するに、理論構築に関する知的当為とは、論証や観察・実験等の理論構築過程をいかなる仕方で遂行するのが望ましいのかについて語るものであると言えよう。そして、この「望ましき」は、3.5.以下で改めて論じるように、通常は認識的目的の達成に資するかどうかという観点から判断されることになる。

36) Audi [2011: 8-9].

2.3. 小 括

ここまでの議論で、理論構築に関する当為は、知的当為の一種として理解することで、信念的非自発主義と OIC 原理の組み合わせからなる成立不可能性の批判を回避し、成立しうることが確認された。

3. 二階の当為はいかなる種類の当為か

理論構築に関する当為が知的当為の一種として捉えることが可能だとして、当該知的当為はいかなる種類の知的当為でありうるのであろうか。ここではこの問題について検討しよう。

3.1. 知的当為と認識的目的の関係

ここまでの議論において、理論構築に関する当為を知的当為の一種とみなすことで信念的非自発主義の批判への応答を試みたが、この知的当為と、2.1.1.において理論構築の主要な目的の一つとして定式化した、認識的目的（「真なる信念を抱き、偽なる信念を回避する」という目的）とは、一体どのような関係に立つのであろうか。Alston の DCEJ 批判の主要な二つの要素とは、一つは既にみた信念的非自発主義からの批判であったが、もう一つが実はこの認識的目的達成との無関連性という観点からの批判となる³⁷⁾。Peels は、道徳的目的の達成と関連する道徳的知的当為や、賢慮的目的の達成と関連する賢慮的知的当為と並んで³⁸⁾、認識的目的の達成に関連する認識的知的当為が成り立ちうることを主張するが、Alston の批判によれば、DCEJ において想定されるような認識的知的当為なるものを充足することは、(3.5.において詳しく検討するが) 認識的目的達成にとって必要条件でも十分条件でもない³⁹⁾。では知的当為がおおよそ認識的目的の達成に関連しないとすると何が問題なのであろうか。そ

37) Alston [1989: 142-152]; Steup [2005: Sec.2.1]; Peels [2017: 2899-2903]. Alston は、Peels が採るような間接的影響論が（信念的自発主義と OIC 原理による批判を免れるために）DCEJ の採りうる唯一の戦略であるとしたうえで、第二の批判によって退けると議論を展開している。

38) Peels [2017: 2898; 2912].

39) Alston [op.cit].

もそも知的当為という概念を導入した目的は、先に触れたとおり、理論構築に関する当為を知的当為の一種として理解することで、信念的非自発主義の批判をかわすためであった。しかし、知的当為が認識的目的の達成に関連しないとすれば、その一種であると理解された理論構築に関する当為もまた認識的目的に関連しないことになる。となれば、理論構築に関する当為は理論構築の主要な目的たる認識的目的と関連しないことになり、何を目的とした当為なのか判然としなくなる。これこそがここでの問題である。

以上の状況は、下記のような同時には成り立たない三つの命題として整理することができる：

- (1) 理論構築に関する当為は認識的目的の達成に関連する
- (2) 理論構築に関する当為は知的当為の一種である
- (3) 知的当為は認識的目的の達成に関連しない

もし(3)が正しく、知的当為が認識的目的の達成とは無関係なものであったとしたら、(1)か(2)のどちらかが退けられなければならない。逆に、(1)(2)が維持されるためには、(3)が退けられる、すなわち、知的当為が認識的目的の達成に関連するものである必要がある。「理論構築に関する当為はおよそ可能か」という問いに対して肯定的に答えるだけならば、(1)を退けて(2)(3)を維持するという方針もありうる。その場合、理論構築に関する知的当為なるものは、仮に成り立つとしても、真理追求という認識的目的とは関連のない、別の規範的目的、すなわち、道徳的、賢慮的、美的 (esthetic) 目的など⁴⁰⁾に関連する当為ということになるだろう。だが、「理論構築に関する当為が認識的目的の達成に関連するものであるとして、それは可能か」という問いに肯定的に答えようとするならば(1)を維持する必要がある、そのためには(2)か(3)を退ける必要がある。(2)を退けようとするならば知的当為という道具立てを用いて信念的非自発主義の批判を回避するという2.で採用した戦略を放棄して一から議論をやり直さねばならず、一方、(3)を退けるためには Alston の第二の批判に反論する必要がある。後者の方針を採用する場合、DCEJ それ自体の擁護は必要

40) Audi [2011: 11] が「認識的観点 (epistemic perspective)」と対置される「非認識的観点 (non-epistemic perspective)」として、これらのものを挙げている。

ないとしても、少なくとも、知的当為の充足が認識の正当化にとって必要条件である、あるいはそれに近いものであることを示す必要があるだろう。以下では、後者の方針、すなわち、(1)(2)を維持して(3)を棄却する方針に沿って議論を進めていく。

3.2. 当為の目的と対象

理論構築に関する当為がいかなる当為であるかを論じるにあたり、ここまで論じてきた当為の種類について、当為の「対象」と「目的」という二つの観点から、改めて整理しておこう。

当為は、まず、何に関する当為であるかという対象に基づく分類をすることができ、その主たる対象は行為と信念であった⁴¹⁾。そして、信念に関する当為には、信念形成を直接的に対象とする信念的当為と、信念形成に影響を与える諸々の事柄を対象とする（ことで信念形成を間接的に対象とする）知的当為がある、ということを見た⁴²⁾。さらに、信念的当為は、カテゴリとしてはありうるが、実際には信念的非自発主義と OIC 原理により、不可能事を要求するものである、ということも確認した。

また、当為は、対象の他に、その目的に基づく分類がありうることも既に触れた。その目的とは、認識的目的、道徳的目的、賢慮的目的などである。つまり、当為の目的には、認識的なものと非認識的 (non-epistemic)⁴³⁾なものがある、ということになる。信念に関する当為のうち、認識的目的の達成に関連する当為をまとめて認識的当為と呼んだ。すなわち、認識的当為とは、少なくともここまでの議論においては、認識的信念的当為と認識的知的当為をまとめたものを指した。だが、上述の通り、当為の対象は行為でもありうるため、この

41) これは網羅的なものではなく、たとえば「意図 (intention)」や「欲求 (desire)」などの命題的態度も当為の対象となりうるかもしれない（少なくとも、理由の対象とはなっている）。実際には、行為／信念という区分よりは、自発性の有無の観点から行為／態度という区分を用いた方がよりふさわしいと思われるが、ここではとりあえずおく。

42) もっとも、知的当為は、信念そのものに対する当為ではなく、信念に影響を与える諸々の行為に対する当為であると考えられることもでき、その点では、行為に関する当為と分類することもできるかもしれない。とは言え、このあたりの評価は微妙なところであり、この種の当為の対象については、「行為または態度 (action or attitude)」というような言い方がなされることもある（たとえば、Hieronymi [2008: 362] など）。「(命題的) 態度」は、信念や意図 (intention) など、「行為」とは異なり一般に自発性を持たないものであると見られている。

43) 紛らわしいが、これは、「noncognitive」の訳語としての「非認識的」とは別物である。

ような限定はもはや適切ではないだろう。すなわち、認識的当為（認識的目的の達成に関連する当為）の対象は、信念でも行為でもありうるということである。

つまり、当為は、ごく大まかに分類するならば、対象・目的のそれぞれに対して二分法が成り立ち、全体としては、 2×2 のマトリクスが成立することになる。すなわち、行為に関する認識的当為、行為に関する非認識的当為、信念に関する認識的当為、信念に関する非認識的当為、である。(3.1. で論じたとおり、信念に関する認識的当為としての認識的知的当為が成り立たないとすると、すなわち、全ての知的当為は非認識的当為であるとすると、「理論構築に関する当為は認識的目的の達成に関連する」という命題か、「理論構築に関する当為は知的当為の一種である」という命題のいずれかを棄却しなければならない。)

3.3. 非認識的目的の知的当為の可否

既に確認した通り、以下の議論の方針は、「知的当為は認識的目的に関連する」ことの論証を目指すものである。しかし、仮に知的当為が認識的目的に関連すると示すことに失敗したとしたら、これも既に確認した通り、「理論構築に関する当為は認識的目的の達成に関連する」という命題か、「理論構築に関する当為は知的当為の一種である」という命題のいずれかを棄却しなければならない。だが、逆に言えば、この二つのいずれかを棄却すれば、それ以上の問題は生じないというのが、ここまでの議論の前提であった。ところが、後述する「真理主義」と呼ばれるある種の立場によれば、信念に関する非認識的当為は成立し得ない。もし真理主義が正しく、かつ、知的当為が認識的目的に関連することも示せないとなると、知的当為は認識的当為としても非認識的当為としても成立し得ない、すなわち、およそ成立し得ないということになってしまう。すると、理論構築に関する当為が認識的目的の達成に関わろうと関わるまいと、それを知的当為として理解することで信念的非自発主義の批判を回避しようとする2.の戦略が（知的当為そのものが成り立たないために）成立し得なくなる。つまり、理論構築に関する当為が認識的目的に関連するという前提を棄却してでも知的当為説を用いて信念的非自発主義の批判を退けようとする方針をとるためには、あるいは、理論構築に関する当為には認識的目的の達成に関連するものもあるが、そうでないものもある、というような(4.2.2.において改めて論じられる)主張をするためには、真理主義が退けられ、それと対立す

る立場であるところのプラグマティズムが採られなければならない。

それでは真理主義やプラグマティズムとはどのような立場であるのか。それは3.3.3.において語られることになるが、これらの立場は、信念に関する「当為」についてではなく、どちらかといえば信念に関する「理由」について語るものである。したがって、信念に関する当為と信念に関する理由がどのような関係に立つのか、まずは確認する必要がある。すなわち、3.3.1. から3.3.2. においては、信念に関する当為と信念に関する理由がどのような関係に立つのかが確認され、続く3.3.3. および3.3.4. においては、真理主義やプラグマティズムがそれぞれいかなる立場であり、これらが信念に関する当為に対してそれぞれいかなる含意を有するのかが確認されることになる。

3.3.1. 当為と理由

当為に近い概念である（規範的）理由に関しては、通常、「実践的理由（practical reasons）」と「認識的理由（epistemic reasons）」という二分法がよく知られており、前者は行為理由（reasons for action）を指し、後者は信念理由（reasons for belief）を指す、あるいは、前者は（主に）道徳的理由や賢慮的理由を指し、後者は認識を正当化する理由を指す、というような整理を見かける。だが、これらの関係は必ずしも明瞭ではないように思われる。これについては、（それぞれが実際に可能であるかどうかは別として、）当為の対象と目的によってマトリクスが作成しうると同様に、理由もまた対象と目的によって（四分法の）マトリクスを作成することが可能であると思われ、その点で、実践的理由／認識的理由という二項対立図式はやや不十分であるとも考えられる。（実際、「実践的信念理由（practical reasons for belief）」なるものが可能かどうかという論点は、古くから論争的となってきたものであるが、これは実践的理由／認識的理由の区別を行為理由／信念理由の区別と同一視した場合にはうまく扱うことのできない論点である⁴⁴⁾。）理由に関する対象と目的による四分法とは、すなわち、行為に関する認識的理由、行為に関する非認識的理由、信念に関する認識的理由、信念に関する非認識的理由、である。

44) 逆に「認識的行為理由（epistemic reasons for action）」なるものがありうるのかもまた問題となるであろうが、既にみた「認識的知的当為」を（信念理由の一種ではなく）行為理由の一種であると解釈したものが、これの一種にあたると思われる。

さて、以上から分かるように、当為の対象についての「行為に関する当為／信念に関する当為」という大きな区分を理由に当てはめた場合、理由の対象についての「行為に関する規範的理由（規範的行為理由）／信念に関する規範的理由（規範的信念理由）」⁴⁵⁾の区分が対応するものとして得られる。それでは、この二つはどのように関係するであろうか。当為と理由がどのような関係に立つかということはそれ自体が大きな論点を形成するが、ここではその詳細に立ち入ることはできないので、さしあたり、争いが少ないと思われる下記の命題だけ前提として議論を進めよう：

T 対象 X に関する、目的を A とする当為 O が成立するためには、対象 X に関する、目的を A とする（規範的）理由 R が成立する必要がある。

T において、X には行為または態度が、A は認識的目的または非認識的目的が、それぞれ代入される。たとえば、X に信念、A に認識的目的が代入された場合、T から「信念に関する認識的当為 O が成立するためには、信念に関する認識的理由 R が成立する必要がある」が得られる。

ここで当為と理由の関係について簡単に触れたのは、この後の議論が「いかなる種類の信念に関する当為がありうるか」というものではなく、「いかなる種類の信念に関する理由がありうるか」というものであることによる。理由ベースの議論は、知的当為の問題に関して直接適用することができないが、当為と理由の関係をここで一応確認しておくことは、この後の議論が知的当為の問題に対してどのようなレヴェランスを持ちうるかの見通しを立てるのに役立つだろう。

3.3.2. 説明的理由・動機づけ理由・規範的理由

既に先取りの的に触れているが、理由一般に関しては、「説明的理由 (explanatory reasons)」と「規範的理由 (normative reasons)」という区別が与えられる。これらはそれぞれ次のように定式化される⁴⁶⁾：

45) 「規範的 (normative)」という表現が付されるのは、後述するように、規範的でない理由が存在するからであり、当為と関連するのは規範的理由に限られるからである。

46) Leary [2017: 534-536]; Alvarez [2018: 3296-3297]; Glüer & Wikforss [2018: 576].

法理論に関する当為および「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」は可能か（平井光貴）

説明的理由：Sが ϕ する（した）のはなぜかを説明する理由

規範的理由：Sが ϕ する（した）ことを正当化・支持（favor）する理由

さらに、前者と同一である、あるいは、前者の一種であると考えられている理由として、「動機づけ理由（motivating reasons）」というものがある。これは次のように定式化される⁴⁷⁾：

動機づけ理由：Sが ϕ することを動機づける（動機づけた）理由

これらの区別は、信念理由にも概ねそのまま当てはめうるものと考えられている⁴⁸⁾。上記の区別を信念理由に当てはめた場合、信念に関する説明的理由・動機づけ理由・規範的理由は、それぞれ次のようになるだろう：

信念に関する説明的理由：Sが、信念Pを持つ（持った）のはなぜかを説明する理由⁴⁹⁾

信念に関する動機づけ理由：Sが、信念Pを持つことを動機づける（動機づけた）理由

信念に関する規範的理由：Sが、信念Pを持つ（持った）ことを正当化・支持する理由

3.3.3. 真理主義とプラグマティズム

信念に関する規範的理由として、認識的理由のみが算入されうるか、それとも道徳的理由や賢慮的理由などの非認識的理由（non-epistemic reasons）も算入されうるかを巡っては、争いがある。認識的理由とは、既述の通り、認識的目的、すなわち真理の追求と関連する理由であり、信念との関係で言えば、当該信念の真理性の追求と関連する理由である。一方、非認識的理由とは、実践的理由とかプラグマティックな理由（pragmatic reasons）とも呼ばれるもので、

47) Leary [ibid]; Alvarez [2018: 3297]; Glüer & Wikforss [ibid].

48) Leary [ibid]; Glüer & Wikforss [2018: 577].

49) ここにおける「信念P」とは、「命題Pが真であるとみる信念」の略記である。以下、特に断りのない限り同様の略記を必要に応じて用いる。また、のちに言及する「言明P」とは、「命題Pをその意味論的内容とする言明」の略記である。

真理の追求とは関連しない諸々の理由を指す⁵⁰⁾。前者の典型例として挙げられるのがいわゆる証拠 (evidence) であり、特に証拠のみを信念理由として認める立場は「証拠主義 (evidentialism)」と呼ばれる⁵¹⁾。後者の例としては、たとえば「そのような信念を持つと (その信念の真偽はどうあれ) 当該信念を持つ主体の幸福度が上がる」というような理由を挙げることができる。これは、当該信念の真理性とは無関係であるが、道徳的価値や賢慮的価値には関連する、そのような理由である⁵²⁾。ここでは、Stephanie Leary らの用語法に倣い、信念理由として認識的理由のみを算入する立場を「真理主義 (alethism, alethicism)」, 認識的理由のみならず非認識的理由をも算入する立場を「プラグマティズム」と呼ぶことにしよう⁵³⁾。

3.3.4. 真理主義／プラグマティズムの対立と知的当為との関係

ここで、真理主義／プラグマティズムの対立が、前述のような知的当為として理解された理論構築に関する当為とどのように関わってくるかを確認しよう。

前述の前提 T「対象 X に関する目的を A とする当為 O が成立するためには、対象 X に関する目的を A とする理由 R が成立する必要がある」によれば、信念に関する目的を A とする当為が成立するためには、信念に関する目的を同じく A とする理由が成立する必要がある。そして、目的 A には認識的目的と非認識目的がありうる。したがって、信念に関する認識的当為が成立するためには、それに対応して信念に関する認識的理由が成立する必要がある、信念に関する非認識的当為が成立するためには、同じくそれに対応して信念に関する非認識的理由が成立する必要がある。真理主義によれば、信念に関する規範的理由として成立しうるのは、認識的理由のみであり、非認識的理由は成立しない。ゆえに、真理主義によれば、信念に関する当為として成立しうるの

50) Schroeder [2012: 458, 460].

51) Shah [2006: 482]; Shah [2011: 94]; Sylvan [2016: 370]; Chignell [2018: Sec.4].

52) なお、理由の存在論的身分に関しては、事実や事態 (states of affairs) の一種と捉える立場、心的状態 (mental states) の一種と捉える立場、命題の一種と捉える立場などに分かれるが (Sylvan [2016: 365-367]; Leary [2017: 534, n.9]; Alvarez [2018: 3294-3296]; Glüer & Wikforss [2018: 580-582]), ここではこの争いには立ち入らない。

53) Leary [2017: 529]; Reisner [2018: 706]. 特に前者の呼称は一定しておらず、前者を指して証拠主義という名称が用いられる場合もある (Berker [2018: 429-430]).

は認識的当為のみであり、非認識的当為は成立しない。

ここで、3.1. で触れた Alston の DCEJ に対する第二の批判，すなわち，知的当為は認識的目的の達成に関連しない，という批判を思い出そう。この Alston の批判が正しいとすると，知的当為が仮に成立しようとしても，それは認識的目的の達成に関連しない以上，認識的当為ではあり得ないということになる。また，真理主義によれば，信念に関する当為のうち，非認識的当為は成立しない。ここで，知的当為が信念に関する当為の一種であるとして，DCEJ への第二の批判が正しく，かつ，真理主義が正しいとすれば，(3.3. で先取的に触れたとおり，) 知的当為はおよそ成立し得ない，ということになる。つまり，以下のようになる：

- (1) 知的当為は認識的目的の達成に関連しない（DCEJ への第二の批判）
- (2) 信念に関する非認識的当為は成立しない（真理主義）
- (3) 知的当為は信念に関する当為である
- (4) (1)(3)より，知的当為は信念に関する非認識的当為である
- (5) (2)(4)より，知的当為は成立しない

ここで，(1)を維持したまま(2)あるいは(3)のいずれかを退けることで(5)を退け，知的当為を救うことは可能であるが，その場合，知的当為も，その一種として理解された理論構築に関する当為も，道徳的目的や賢慮的目的など，真理追求としての認識的目的とは無関係ということになる。これは一貫した立場とは言えるが，この立場を採った場合，2.1.3. において例示したような理論構築のあるべき仕方に関する争いは全て，（前述したとおり，それを「評価的」に理解しない限り，）道徳的目的や賢慮的目的など，真理追求としての認識的目的以外の目的に関連した争いであるということになる。これは一見して受け入れがたい結論に見える——というのも，たとえば「実験の適切な遂行方法は何か」ということが専ら真理追求と無関係な目的のために争われているなどということがありうるであろうか——が，仮にこの結論を退けようとするならば，(1)あるいは「理論構築に関する当為は知的当為である」という前提を退ける必要がある。だが，「理論構築に関する当為は知的当為である」という前提を退ける道を選んだ場合，理論構築に関する当為が，信念的非自発主義と OIC 原理との関係でいかにして成立可能であるのかという問題に立ち戻らざるを得な

くなる。ゆえに、ここでは、(1)を退ける道筋を模索することにしよう。(1)を退けることに成功したならば、理論構築に関する当為の可能性を肯定しつつ、本節における本来の問い、すなわち、「二階の当為（理論構築に関する当為）はいかなる種類の当為か」という問いに対しても、「それ（の少なくとも一部）⁵⁴⁾は認識的当為である」という形で、同時に応えることができる。上述の理論構築のあるべき仕方に関する争いもまた、その少なくとも一部は、認識的目的すなわち真理追求に関連する争いであるということになる。一方、(1)を退けることに失敗したならば、仮に知的当為の成立が認められるとしても、それはせいぜい非認識的当為であるに過ぎない、という結論が導かれることになるだろう。

3.4. 「評価的」な当為・理由

2.2.3. などにおいて示唆した通り、理論構築に関する方法論上の争いにおける「当為・べき」あるいは理由が、あくまで「評価的」なものに過ぎないのであれば、上述のような知的当為に基づく理解をせずとも、信念的非自発主義

54) ここで「少なくとも一部」という限定を付しているのは、(1)の否定だけでは「全ての知的当為は認識的当為である」という結論を導けないためである。というのも、(1)は、より正確には「全ての知的当為は認識的目的の達成に関連しない」という全称命題で表現されるものであり、その否定からは、せいぜい「ある知的当為は認識的目的の達成に関連する」という存在命題が導かれるに過ぎない。したがって、(1)の否定だけからは、「全ての知的当為は認識的目的の達成に関連する（認識的当為である）」という結論は得られず、(2)(3)を両方前提として加えることで初めて同結論が得られる。なぜ(1)の否定に加えて(2)(3)がともに必要かといえば、(1)の否定と(2)だけでは、「知的当為は行為に関する当為であり、その一部は認識的目的の達成に関連するが、他は関連しない」という結論と両立し、また、(1)の否定と(3)だけでは、「知的当為は信念に関する当為であり、その一部は認識的目的の達成に関連するが、他は関連しない」という結論と両立するからである。要するに、(1)の否定、(2)、(3)から、「全ての知的当為は認識的当為である」が得られる。逆に言えば、何らかの非認識的知的当為の成立を認めるためには、(2)か(3)を否定する必要がある（(1)を肯定するだけでは、(1)(2)(3)より、知的当為そのものが成立しないため、(1)の肯定否定に関わらず、(2)か(3)は否定される必要がある）。たとえば、Peelsは「データを収集する際に盗撮をしてはならない」というようなものを道徳的知的当為の一例として挙げているが（Peels [2017: 2898]）、これが成立するためには、(2)か(3)、あるいはこれが知的当為の一種であるという前提の否定が必要となる。なお、道徳的知的当為について付言すると、いわゆる「研究倫理」と呼ばれる一連の規範に含まれる当為のうち、多くのものがこのような（真理追求という目的とは必ずしも関連しない、あるいは場合によっては衝突する）道徳的知的当為の一種であると思われる。また、特に法学に関連するものでいえば、「違法収集証拠排除法則」なども、その目的は必ずしも認識的なものではなく、むしろ道徳的なもの（に近い）と考えられる。

法理論に関する当為および「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」は可能か（平井光貴）

と OIC 原理に基づく批判は免れうることになる。ここでは、「知的当為は認識的目的の達成に関連しない」という批判について検討する前に、当為・理由を「評価的」に理解する方針がどの程度有望であるかの検討をしておこう。

3.4.1. 当為論的／価値論的

まず、ここでなされるべき議論と直接には関係のない（しかし、後述する概念的区分との紛れを防ぐためには紹介の必要な）概念的区分を導入するところから始める。規範的諸概念（normative concepts）には、当為論的（deontic）なものと同値論的（axiological）なものがあると言われる⁵⁵⁾。具体的には、当為・べし（ought）、要求／許可／禁止、理由（reasons）、正（right）／誤（wrong）、正（just）／不正（unjust）、合理性（rationality）などは前者に属し、善い（good）／悪い（bad）、望ましい（desirable）／望ましくない（undesirable）などは後者に属するとされる⁵⁶⁾。この当為論的／価値論的という区別は、いわゆる「正と善（the right and the good）」の区別としてよく知られているものに相当するとされる⁵⁷⁾。この種の術語にはありがちであるが、この二つの概念的区分の名称は一定しておらず、前者のみを指して「規範的（normative）」という語が用いられることもあり⁵⁸⁾、また、後者は「評価的諸概念（evaluative concepts）」⁵⁹⁾とか「価値的諸概念（value concepts）」⁶⁰⁾と呼ばれることもある。以下では、混乱を避けるため、当為論的／価値論的という表現を用いてこの区別を指すものとする。

3.4.2. 当為の熟慮的用法と評価的用法

さて、ごく大まかに言って、当為論的／価値論的という区分における当為論

55) Smith [2005: 10-13]; Schroeder [2016]. なお、John Rawls などによる影響力ある分類によれば、規範的諸概念には、当為論的諸概念、価値論的諸概念の二つに加えて、徳論的諸概念（aretic concepts）という第三のカテゴリがあるとされる（Rawls [1971: 109]; Timmons [2013: 9-10]）。この第三番目のカテゴリは、いわゆる徳（virtue）に関わるものであるが、本稿の主題とは関わらないため、ここでは詳細を割愛する。

56) Smith [2005: 10-11]; Orsi [2015: 6-9]; Schroeder [2016: Sec.1, Sec.3].

57) Smith [2005: 10].

58) Orsi [2015: 8].

59) Smith [2005: 10]; Orsi [2015: 6-9].

60) Timmons [2013: 8-9].

的諸概念は、行為 (action) や行為主体性 (agency), あるいは行為主体の行為に対する責任 (responsibility) などと結びつくものであると考えられている⁶¹⁾。この行為、行為主体、責任といった概念との結びつきの背後にあるのは、「行為は、行為主体の制御 (control) の下にあり、単に正当化の対象になるというだけでなく、当為による指導 (guidance) の対象になる」という発想である⁶²⁾。しかし、そうだとすると、信念理由、とりわけ規範的信念理由の位置づけが、少なくとも一定の理論的立場との関係において難しいものとなる。というのも、信念はそもそも行為ではなく、また、行為主体の信念に対する責任などは、たとえば Alston のような立場を採用した場合、問い得ないものであるが、規範的信念理由は当為論的領域に属するものであるように見えるからである。Alston が DCEJ を批判した根拠の一つは、既にみたとおり、(信念形成の自発的制御は不可能であるという) 信念的非自発主義と OIC 原理により、信念に関する当為はそもそも成り立たないということであり、もし規範的理由が当為論的領域に属するものであるならば、規範的信念理由もまた (行為主体による対象の制御を前提とした) 当為論的領域に属するということになり、上記の Alston の議論とは衝突してしまう虞がある。

この問題に対しては、Mark Schroeder の議論を参考とした応答を試みよう。Schroeder によれば、当為論的概念に属する「当為・べし (ought)」には、行為主体と行為の関係について表現する「熟慮的用法 (deliberative use)」と、そのような関係について表現しない「評価的用法 (evaluative use)」がある。後者の典型例としては、行為主体を主語にとらない「世界平和は達成されるべきである (World peace ought to obtain)」などが挙げられる。このようなタイプの評価的当為は、そもそも文中に行為主体が登場せず、当然行為主体の責任とも関係しない。しかし、Schroeder は、行為主体を主語にとるような「行為主体的当為 (agential ought)」文のうちにも、熟慮的当為文にあたるもののみならず評価的当為文にあたるものもまた含まれうると指摘する。すなわち、Schroeder によれば、外見上は行為主体を主語にとるような行為主体当為文であるにも関わらず、行為主体と行為の関係を表現しないようなもの、つまり評

61) Smith [2005: 10]; Timmons [2013: 7].

62) Schroeder [2011: 9-10]; Glüer & Åsa [2018: 576]. もっとも、責任論・自由意志論などにおいて論じられるように、行為が本当に (信念などと異なって) 行為主体の制御の下にあるのかもまた論争の余地があるが、ここではその論点には踏み込まない。

価的当為文もあるというのである。たとえば、「(今まで散々不運に見舞われてきた) Larry は宝くじを当てるべきだ (Larry ought to win the lottery)」という文は、主語に行為主体をとっているものの、Larry に対して「くじに当たる」行為を指導しているわけではない。つまり、「Larry は宝くじを当てるべきだ」という文は行為主体的当為文ではあるが、熟慮的当為文ではなく評価的当為文であるということになる。だが、Schroeder が指摘するように、行為主体当為文は体系的曖昧性 (systematic ambiguity) を有しており、その文の形式のみからは、それが熟慮的当為文であるのか、それとも評価的当為文であるのかを直ちには識別できない。それでは、熟慮的当為と評価的当為はどのような仕方で識別することができるのであろうか。Schroeder は複数の「目印 (hallmark)」を挙げている⁶³⁾。それは以下のようなものである：

- (1) 評価的当為文は、「X は ϕ すべきだ (X ought to ϕ)」という文から「X が ϕ するということになるべきだ (It ought to be that X ϕ)」という文への書き換えが可能であるが、熟慮的当為文ではそれができない
- (2) 熟慮的当為は、助言 (advice) に直接的な意味を持つが、評価的当為はそうではない
- (3) 熟慮的当為に反する行為をしたとき、行為主体はそのことに対して答責的 (accountable) であるが、評価的当為ではそのようなことはない
- (4) 熟慮的当為には OIC 原理が適用されるが、評価的当為には適用されない
- (5) 熟慮的当為は、評価的当為と異なり、責務 (obligation) と強い繋がりを有する
- (6) 評価的当為文は受動態にしたときに意味が保存されるが、熟慮的当為文はそうではない

信念的当為や規範的信念理由に関する文・命題をこのような評価的当為とし

63) Schroeder [2011: 8-16]. Schroeder によれば、評価的当為文と熟慮的当為文は統語論上の構造が異なっており、評価的当為は「繰り上げ動詞 (raising verbs)」のように振舞う一方、熟慮的当為は「コントロール動詞 (control verbs)」のように振る舞うとされる。Schroeder は同論文において、Angelica Kratzer や John Broome, Ralph Wedgwood などによる当為の代替的理論を論駁する形で自らの理論を擁護しているが、本稿ではその詳細は割愛する。

て理解するならば、目印(4)から分かるように、OIC原理が適用されることはなく、ゆえに信念的非自発主義とOIC原理の組み合わせとの関係で問題が生じることはない。それは、評価的当為が(熟慮的当為とは異なり)行為・態度を為す行為主体の「能力(ability)」や行為・態度に対する行為主体の制御を前提としていないためであると考えられる⁶⁴⁾。つまり、「XはPを信じるべきではない」というような信念的当為文・命題⁶⁵⁾や、「XはPを信じるに足る理由がある」といった規範的信念理由文・命題は、一見すると行為主体Xと信じるという態度の間の特有の関係を表現しているように見えるが、実際にはそうではなく、単に評価的なものに過ぎない、とこう考えるならば、これらの文・命題は信念的非自発主義とOIC原理がともに真であったとしてもなお成立可能である、ということになる。Alstonの採用するECEJの立場は、信念的正当化をこの種の非指導的な、単に評価的なものと見る立場であると考えることができただろう。そして、このように考えれば、先の(認識的規範的理由の概念とAlstonの立場がそもそも両立しないという)問題に対して、規範的理由がたとえ当為論的概念に属するとしても、それは単に評価的なものであるに過ぎないため、両立すると応答することができる。

さて、この種の区別が当為や規範的理由において成り立つと仮定すると⁶⁶⁾、理論構築に関する当為を認識的知的当為として理解する先の議論の意義は失われるであろうか。必ずしもそうとは思われない。というのも、理論構築に関する方法論上の争いにおいて問題となっている当為は、まさに理論家によって自発的な選択が可能な諸々の理論的方法につき、適切な方法を自発的に選択して理論構築を遂行すべきであると指導する、熟慮的当為であるように見受けられるからである。理論構築に関する当為を評価的な信念的当為の一種と見る立場では、当該当為を「理論家に対して一定の理論構築の方法を選択して理論構築を遂行するよう指導するもの」として理解することができない。この結論が理

64) Schroeder [2011: 10].

65) たとえば、(これが正しいかどうかは別として)「あなたはタバコ会社が言うこと全てを信じるべきではない」(McHugh, Way & Whiting [2018: 1])というようなものを挙げるができる。

66) 当為に関するSchroederの議論は論争的であるし(Bronfman & Dowell [2018: 103-109]), Schroederの議論を受け容れたとしても、信念に関する当為がSchroederのいうところの評価的当為に該当するかもまた論争の余地があるだろう。

法理論に関する当為および「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」は可能か（平井光貴）

論構築に関する方法論上の争いについての説明として十分でないとするならば、理論構築に関する当為を知的当為と見る先の議論は、信念的当為等を単に評価的当為として見る見解を採ったとしてもなおその意義は失われないことになる。だが、仮に以下で展開する議論が失敗しており、理論構築に関する当為を認識的目的に資する知的当為として理解する方針が採用しえないものに終わったとしても、ある種の後退戦線として、「理論構築に関する当為は評価的・認識的当為である」という見解を位置付けることはできるであろう。しかし、（理論構築に関する当為の指導的と見られる側面を切り捨てる以上、）これはあくまで次善の方針にとどまる。

3.5. 知的当為は認識的目的に関連しない？

最後に、3.1. で触れた、知的当為が認識的目的に関連しないという批判、すなわち、（信念形成過程の）「真理寄与性（truth-conduciveness）」（真なる信念を形成する傾向性、信頼性）に関わらないという（もともとは Alston による DCEJ 批判の一部をなす）批判と、それに対する応答について、本稿の目的にとって必要な限りにおいて検討しよう。繰り返しとなるが、ここで必要なのは、DCEJ の擁護ではなく、あくまで、認識的目的の達成に関連するような知的当為が成立しうることを示すところにある。すなわち、ここにおいては、「一定の知的当為を果たすことが信念主体の信念を正当化する十分条件であること」までを擁護する必要はない。DCEJ が定める条件を満たすことが信念の認識的正当化の十分条件である、という立場そのものは真理寄与性の観点からいって受け入れがたいものであるとしても、一定の知的当為を果たすことが認識的目的の達成に資する、ということを示せば十分である。したがって、基本的には DCEJ に向けられている Alston の批判のうち、特に認識的知的当為そのものの成立可能性を否定するような部分のみがここでは問題となるのであり、それへの応答もまた、その部分に関する擁護に限り、ここでは関連性をもつことになる⁶⁷⁾。

ここで、知的当為が認識的目的に関連しうることを示された場合、理論構築

67) 以上の概要から察せられるとおり、ここでの議論はやや消極的かつ Alston に対する対人論証の性質を帯びた物である。つまり、知的当為が認識的目的の達成に関連するという点に対して、積極的な論証を与えているわけではなく、それを否定する一議論に対して防御的な論証を与えるにとどまるという性質のものである。

に関する方法論的争いのうち、少なくとも一部は、証拠的基礎や信念形成習慣など、信念形成にかかる関連的営為がいかんしてなされるべきかを認識的目的の観点から争うものであると見ることが可能となる。一方、前述のとおり、仮に知的当為が認識的目的に関連しえないと判明したとしても、非認識的目的との関連可能性はなお失われなため、その線で知的当為を擁護する方針も採用しえないわけではない。ただし、その場合には、先に触れた真理主義との衝突の問題を改めて考えなければならなくなることに注意する必要がある。

さて、それでは、知的当為が認識的目的に関連しないとする Alston の (DCEJ 批判に伴う) 批判の内容を見ていくことにしよう。

3.5.1. Alston の認識的目的からの DCEJ 批判

Alston の DCEJ に対する批判は二段構えとなっている。すなわち、まず、信念的非自発主義と OIC 原理から退けられるものを全て退け⁶⁸⁾、次に、残ったものを、さらに認識的目的との無関連性から退けるというものである⁶⁹⁾。後者の認識的目的との無関連性という観点から批判の対象となる DCEJ の (修正された) 主張は、以下のように定式化される⁷⁰⁾：

DCEJ* : S は P を信じるのが正当化される iff. もし S が全ての知的当為を充足したとしても、S の信念形成習慣が変化したか、あるいは、関連的な反対考慮 (relevant adverse consideration) へのアクセスが変化したであろう、ということはない

要するに、仮に知的当為を充足しても、S の信念 P に影響を与える諸要素に変化はなかったであろうというとき、かつそのときに限って、S の信念 P は正当化される、というのが上の定式化の言わんとするところである。これは、S が義務を全て果たしても最終的な信念 P が変化しないのであれば、当該信念 P を形成したことについて S は非難不相当 (blameless) である、という発想による。つまり、これは、信念 P に関して、「信念 P が認識的に正当化される」

68) Alston [1989: 119-136].

69) Alston [1989: 136-152].

70) Alston [1989: 143]; Peels [2017: 1898].

ことを「信念 P を抱いたことにつき知的当為の観点からして非難できない」ことに還元する考え方である⁷¹⁾。

Alston は、DCEJ* を批判するにあたって、(1)「DCEJ* は満たすが真理寄与的な根拠によらずに形成された信念」のケースと、逆に、(2)「DCEJ* は満たさないが真理寄与的な根拠によって形成された信念」のケースを DCEJ* への反例として持ち出す。以下、それぞれについて、内容を確認していこう。(なお、再三触れているように、ここで必要なのは DCEJ* を擁護することではなく、問題となっている知的当為がどのようなものであるかを確認したうえで、認識的目的に資する知的当為がなお可能であることを論証するところにある点に注意されたい。)

3.5.2. (1)のケース

(1)のケースにおいて想定されているのは、信念を形成した主体をとりまく環境が認識的目的という観点からは好ましくなく、ゆえに、真理寄与的な根拠なく信念を形成したとしてもそれを（認識的合理性を欠くとして）非難することはできない、というような状況である。Alston は、「文化的に他から孤立した共同体に住む者が共同体の権威の発言を全て（真理寄与的ではないにも関わらず）鵜呑みにしたとしても、それを非難することはできず、認識的当為に違反しているということもできない」、という「部族民 (tribesman)」の例や、「哲学的な思考方法を理解していない学生が、Locke の著作を完全に誤読し、Locke の思想について誤った信念を形成するものの、自分のできることは全て行っているがゆえに、そのような誤読や誤った信念形成について、非難することはできず、認識的当為に違反しているということもできない」という「認識的欠損 (cognitive deficiency)」の例を挙げる。また、我々の日常においても、たとえば周囲の環境が悪いとか、熟慮の時間がないなどの非難のできない理由により、真理寄与的な根拠の不十分なまま信念形成をするという場面はよくあることであり、これもまた、認識的当為は（非難できないということから）充足するといえるものの、それは真理寄与的な根拠によらない信念形成の例であるとされる。さらに、その延長上のものとして、非専門家が専門家・権威の主張することを無批判に受容する「証言 (testimony)」の例や、あるいは自分自身

71) Alston [1989: 142-143].

が知覚的に問題がある状況におかれているような例もまた、同様に(必ずしも)真理寄与的な根拠によらない信念形成のうち、非難不相当なものであるとされる⁷²⁾。

さて、この批判は、知的当為の認識的目的への関連性という問題とどのように関わるであろうか。ここで主張されているのは、一つは、知的当為の充足が認識的正当化の十分条件とはならない、ということであり、もう一つは、認識的目的に資するような認識的知的当為がありうるとしても、それが信念主体に適用されるかどうかは、当該主体が置かれた状況に依存して決定される、ということである。

前者は「認識的目的に資する知的当為は成立しうるか」という問いにおいてはそれほど問題にならない。というのも、認識的当為の充足が認識的目的の達成にとって十分条件でないとしても、たとえば必要条件であるなど、別の仕方でも当該目的に資するものであることは可能であるからである。

一方、後者は認識的知的当為がありうるとしてそれがどのようなものであるのか、という点から見て、やや複雑な仕方ではあるが、それなりに問題となりうる。そもそも、知的当為が認識的目的と関連的であるかどうかを問題としたのは、一つには、理論構築に関する方法論上の争いの性格を見定めるためであった。ここで、理論構築に関する方法論上の争いの場が、「部族民」や「認知的欠損」事例、「証言」事例、あるいは我々の日常の(十分な熟慮時間のない)信念形成の場同様、認識的観点から好ましくない環境であると仮定するならば、当該環境において充足が要求されるような認識的当為は、真理寄与性という観点からすると不十分なものでしかなく、当該当為を非難不相当と言えるまで充足したとしても、それは真理寄与的な根拠を欠いた信念形成と両立する程度のものに過ぎない、ということになるだろう。この仮定のもとでは、理論構築に関する方法論上の争いにおいて争われているものが仮に知的当為であるとしても、それは真理寄与的正当化には必ずしも関心のない、要するに、認識的目的の達成に関連しないものであるに過ぎない。一方、争われているのが知的当為でないと考えるのであれば、かかる批判からは逃れることができるものの、それでは理論構築に関する方法論上の争いとは一体何についての争いであるのか、という問題に再び立ち戻らざるを得なくなってしまう。一方で、かか

72) Alston [1989: 144-149].

る仮定がもっともらしさ（plausibility）を欠き、少なくとも理論家による理論構築という営為に関しては、（日常的な信念形成より高度な真理追求の行為・態度が要求されるがゆえに、）真理寄与的な根拠に基づく信念形成のために必要なことをしなかったことについての非難可能性が成り立つとするならば、理論構築に関する方法論上の争いの性格を巡る上記のような問題は回避されうるということになる。そして、2.1.3. で触れたような理論構築に関する方法論上の争いのうち、少なくともその一部は、それを充足しないことが認識的に不合理であるという認識的観点からの非難を伴うような当為・責務が何であるかを争うものであると理解することが可能であるように思われるし、これが専ら直観に依拠する議論であるとしても、少なくとも、「部族民」や「認知的欠損」などの事例が認識的にいって非難不相当であるという（Alston の）直観に依拠する議論と同程度にはもっともらしいと言うことはできるだろう。

3.5.3. (2)のケース

次に、(2)のケースについて検討しよう。こちらのケースについての Alston の議論を紹介する前に、こちらのケースがさらに二つの状況に場合分け可能であることを指摘しておこう。まず、認識的目的が真理の追求、Alston の表現を借りるならば、「信念における真理を最大化し虚偽を最小化すること」⁷³⁾であるという前提との関係で、(2)のケースは以下のような二つの状況を考えることができる：

- (I) 信念 P に対して関連的な知的当為を充足することが、信念 P に関する認識的目的の達成を阻害する、または寄与しない、というような状況が存在する
- (II) 信念 P に対して関連的な知的当為を充足することが、信念 P に関する認識的目的の達成にとっての必要条件ではない、というような状況が存在する

それでは、(I)や(II)が具体的にどのような状況を指すのか、以下見ていこう。まず(I)については、Alston の挙げた例が該当すると考えられる。Alston の

73) Alston [1989: 83].

定式化を参考にすると⁷⁴⁾、次のような状況があたると思われる：

- (i) Sは信念Pを根拠Gに基づいて形成した
- (ii) Gは実際当該信念に対して十分な根拠である
- (iii) もしSが当該信念形成における偏向 (proclivity) について、(一定の知的当為に基づいて、本来すべきであった) 批判的反省をしたならば、Sはそれを疑う十分な理由を見出し、その結果として、当該信念は形成されなかったであろう

この状況の具体例として、Alstonは、同僚Aの言明Pを切迫した状況や自らの直観によって無批判に信じたが、(知的当為の観点から行うべきであった) 批判的反省や調査を怠らざに行っていたならばその同僚の言っていることは信頼に値しないという証拠を得たであろうということ、しかしながら当該証拠はミスリーディングであり、実際にはその同僚は信頼に足る人物であることから、結果としては当該信念は真理寄与的な十分な根拠がある状況で形成されたものがあったが、もし知的当為を怠らざ全うしていたらむしろそのような信念は形成されなかったであろう、というような例を挙げている。この例はいわゆる(必ずしも信念の正当化要因に信念主体がアクセス可能である必要はないという) 外在主義 (externalism)、特に信頼性主義 (reliabilism) 的な条件を満たす仕方で正当化された信念と、それを阻害するような知的当為という関係が成り立つ例であると言えるだろう。

次に(ii)についてであるが、こちらは、ある信念Pが認識的に正当化される経路が複数あり、ある経路の下では知的当為を充足することが必要でないが、別の経路においては必要である、というような状況を想定することができる。先ほどの例を応用するならば、同僚Aとは別の同僚Bが $\neg P$ という内容の発言をしており、しかし、よく批判的反省や調査を行えば、Bが自分への利益誘導のために意図的にPに関して虚偽の情報を流そうと画策していたことが判明したであろう、というような場合、Aに訊ねた場合と異なって、Bに訊ねた場合には知的当為を充足することが十分な根拠に基づく信念形成を行うために必要ということになるであろうと考えられる。だが、この例において、真なる

74) Alston [1989: 149].

信念 P を形成するために知的当為を充足する必要があるのは B に訊ねるとい
う経路をたどった場合のみであって、A に訊ねるといいう経路をたどった場合
にはむしろ充足しないことが求められる。このように、同一の信念形成の経路
が複数存在する場合において——おそらくは多くの状況がそれに当たると考え
られるが——特定の経路のみ関連的な知的当為の充足が必要であるということ
は、要するに当該信念が真理寄与的な仕方形成されるために、知的当為の充
足は必要条件に当たらないということである。

これらの批判の直接的な宛先は DCEJ* であるものの、認識的目的にとって
知的当為の充足が阻害要因になるか、あるいは少なくとも必要条件ではない、
という批判として成立する点で、「知的当為は認識的目的に関連するか」とい
う本節における問いと直接かかわるものである。それでは、(I)(II)の問題に対
して、どのように答えればよいであろうか。まず(I)について考えてみよう。
もし、知的当為の充足がおよそ全ての場合において認識的目的の達成に対して
阻害要因になる、または寄与しないとしたら、知的当為は認識的目的におよそ
関連しないということになるであろう。しかし、Alston の例が示しているの
は、知的当為の充足が認識的目的の達成を阻害する、または寄与しないという
状況がありうる、という存在命題であって、全ての状況においてそれが成り立
つ、という全称命題ではない。つまり、Alston の例は、ある状況においては
知的当為の充足が認識的目的の達成に資するという命題と両立する。だが、
「知的当為の充足は認識的目的の達成に資することもありうる（が、寄与しな
い、または阻害要因になることもありうる）」ということが示されれば十分なので
であろうか。それが(II)の問題である。この問題においては、「ある信念 P の真理
寄与的な仕方での形成の全ての諸経路にとって一定の知的当為の充足が必要条
件ではない」ということと、「ある信念 P の真理寄与的な仕方での形成の諸経
路のうちあるものにとって一定の知的当為の充足が必要条件ではない」という
ことの区別が重要である。そして、後者において、「他の経路においては一定
の知的当為の充足が必要条件でありうる」ことが示されるならばそれで十分で
ある。というのも、そもそも問題としていたのは、「法理論構築に関する（そ
の充足が必要条件となるような）認識的当為が可能か？」という問いであって、
およそ信念形成一般において知的当為の充足が認識的目的達成の必要条件とな
るかではなく、「信念形成のうちの特定の経路であるところの理論構築のうち、
さらに特定の経路である法理論構築という過程のうちのあるものにおいて、知

的当為が認識的目的の達成にとって必要条件でありうるか」という問いに対して肯定的に答えられるならば、少なくとも、「法理論構築に関する認識的当為が可能か?」という問いにもまた肯定的に答えることができるからである。たとえば、「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」における要求が、法に関する特定の信念形成のうち理論構築という経路を選択した場合にはその充足が必要条件となるような知的当為の一種であると見られると答えることができるならば、それで十分である。このような一般的な問いに肯定的な答えが与えられたならば、後は、たとえば「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」の要求を充足することが、法に関する理論構築が真理寄与的な仕方でもなされるための必要条件であると本当に言えるのか、という個別具体的な問いに移行することになる。要するに、ここでは「ある信念Pの真理寄与的な仕方での形成の全ての諸経路にとって一定の知的当為の充足が必要条件ではない」という命題が少なくとも肯定されなければそれで十分である。そして、この命題は、Alstonの例によっては擁護されていない。というのも、Alstonの例によって擁護されるのは、上記の全称命題ではなく、「ある信念Pの真理寄与的な仕方での形成の諸経路のうちあるものにとって一定の知的当為の充足が必要条件ではない」という存在命題の方であるに過ぎないからである。ここでは、上記全称命題を積極的に否定する議論はこれ以上展開しないが、かかる議論は上記全称命題を積極的に擁護する論証が他に提起されたときに改めて反論という形で展開すれば足りるであろう。

3.6. 小 括

ここまでの議論で、少なくとも特定の状況において、理論構築に関する当為は認識的知的当為の一種として成立しうることを（やや消極的な仕方ではあるが）確認した。そして、理論構築に関する当為が認識的知的当為の一種として位置付けるかかる議論が仮に失敗していたとしても、（ある種の後退戦線として）評価的認識的当為として位置付けることで、なお多くの問題は回避できることを指摘した。さらに、非認識的知的当為の一種としての理論構築に関する当為もまた成立しうるかどうかは、真理主義とプラグマティズムのどちらが擁護可能な立場であるかに一定程度依存するということも確認した（ただし、この二つの立場のいずれが正しいかという論点については判断を保留した）。

4. 二つの問いへの応答

ここでは、ここまでの議論を踏まえて、0.1.において提起した二つの問い、すなわち、「法理論に関する当為は可能か、可能だとして、それはいかなる当為でありうるか」という問いと、その特殊形たる「『法理論は道徳的に正当化されなければならない』というテーゼ（法理論の道徳的正当化要求テーゼ）がおよそ可能なものであるのか、可能であるとして、それはどのような条件において可能であるのか」という問いへの応答を試みる。

4.1. 一つ目の問いへの応答

一つ目の問いに対しては、ここまでの議論のみによって簡潔に応答することができる。すなわち、「法理論に関する当為は、知的当為であるか、あるいは評価的当為として考えるならば、信念的非自発主義の批判を回避することができ、ゆえに成立可能である。そして、知的当為であるか、（その少なくとも一部は）認識的目的の達成に資する認識的知的当為であると捉えることが可能であり、仮に、不可能であったとしても、認識的評価的当為であるか、後者の見解を採用した場合、法理論に関する当為の指導的性質は切り捨てなければならない。また、法理論構築に関する当為（のその少なくとも一部）を非認識的当為であるか、プラグマティズムの立場を採るならば可能であるが、真理主義の立場を採るならば不可能である。」

4.2. 二つ目の問いへの応答

さて、問題は二つ目の問いへの応答である。二つ目の問いは一つ目の問いの特殊形であるため、一つ目の問いへの応答を踏まえて答えるべき問いということになる。二つ目の問いの主題となっている、法理論の道徳的正当化要求テーゼは、以下のようなものであった：

法理論の道徳的正当化要求テーゼ：法理論家は、法理論において命題P「法とはXである」を主張するにあたって、当該主張を道徳的に正当化することが要求される（道徳的に正当化すべきである）。

このような法理論構築に関する当為命題は、知的当為命題として捉えるか、評価的当為命題として捉えるならば成立しうるというのが一つ目の問いへの答えであった。ここでさらに少なくとも二つの問いが生じる。一つは、1.3. で確認したような事実命題との関係がどのようになるかという問いであり、もう一つは、「主張を道徳的に正当化すべし」との要求が、それを知的当為として捉えるにせよ評価的当為として捉えるにせよ、認識的目的の達成という理論構築の主要な目的と果たして関係があるのか、という問いである。以下、それぞれについて検討しよう。

4.2.1. 事実命題との関係はどうなっているのか

まず、法理論の道徳的正当化要求テーゼが、対応する事実命題との関係でどのような位置づけとなるのかを確認しよう。1.3. で確認したように、当為命題がトリヴィアルでなく、かつ、OIC 原理違反もしないためには、対応する様相的事実命題は、可能的事実命題でなければならない。つまり、法理論の道徳的正当化要求テーゼがトリヴィアルでもなく OIC 原理違反でもないためには、法理論の道徳的正当化は必然的でも不可能でもなく、可能なものである必要がある。ここで問題となってくるのが、法理論の道徳的正当化要求テーゼとセットで主張される、法理論の必然的道徳的価値負荷性テーゼである。このテーゼは、以下のように定式化されるものであった：

法理論の必然的道徳的価値負荷性テーゼ：法理論家は、法理論において命題 P「法とは X である」を主張するにあたって、道徳的に価値負荷的主張をするのが必然である（命題 P の主張そのものが必然的に道徳的価値負荷的である）。

さて、この法理論の必然的道徳的価値負荷性テーゼと法理論の道徳的正当化要求テーゼは、一見すると同じことを別の仕方で言っているに過ぎないようにも見えるが、前者は必然的事実命題であり、後者は当為命題である。上述の通り、後者がトリヴィアルでも OIC 原理違反でもなく成り立つためには、法理論の道徳的正当化は必然でも不可能でもなくあくまで可能なものでなければならない。もし前者で言われている「法理論の道徳的価値負荷性」と後者で言われている「法理論の道徳的正当化」が同じものであるならば、前者で言われて

いるのは「法理論の道徳的正当化の必然性」であり、後者はトリヴィアルなものということになってしまう。ゆえに、後者がトリヴィアルな主張となることを回避するためには、「法理論の道徳的価値負荷性」と「法理論の道徳的正当化」は別物である必要があり、「法理論 L は価値負荷的であるが、道徳的には正当化されていない」ような状況が可能でなければならない。この点に関連して、例えば井上が Hart や Joseph Raz の「没価値的記述」のプロジェクトを本質主義的独断と断罪し、答えるべき問いにまともに答えていないと批判するのは⁷⁵⁾、一つには、Hart や Raz の理論的主張が、単に「法理論が必然的に価値負荷的なものであるにも関わらず、価値中立的なものであるように偽装している」からというだけでなく、上記定式のように「(どの概念規定を採用しても一定の実践的含意が生じるという点で) 必然的に価値負荷的であるにも関わらず、道徳的には正当化されていない」状況に陥っているためであると考えられる。

4.2.2. 道徳的正当化は認識的目的の達成に関連するか

次に、法理論の道徳的正当化要求テーゼにおける道徳的正当化が（理論構築の主要な目的と思しき）認識的目的の達成に関連するかという論点について検討しよう。2.2.3. で列挙したようなもの、たとえば、証拠の探求や信念根拠への着目、確証の比例性などが、真理追求という認識的目的と関連するのは理解できる。しかし、道徳的正当化要求は真理追求という目的に資するものであるのだろうか。1.4. で触れたとおり、主張されているのがたとえば「水は H₂O である」という命題であれば、このような道徳的正当化要求が当該命題に関する認識的目的と関わりないものであることは自明のように思える。そして、仮に法が水と同種の、「普通」の存在者であるならば、「法は X である」という命題に関しても、道徳的正当化要求は認識的目的と関わりのないものということになるだろう。

しかし、そもそも「水は H₂O である」という命題が真であるかどうかを追求する目的に対して、なぜその道徳的正当化は無関連であるのだろうか。一つには「水は X である」という命題が真であるかどうか、すなわち、真理条件にとって、道徳的正当化が無関連であるからだと考えられる。問題となっている命題との関連で「真なる信念を抱き、偽なる信念を回避する」という認識的

75) 井上 [2014], 井上 [2019: Ch.1].

目的の達成のために必要なのは、当該命題の真理条件が満たされているかどうかを正しく知ることであり——というのも、問題となっている命題の真理条件が満たされていることを正しく知れば当該命題が真なるものとして信じることができるし、満たされていないことを正しく知れば当該命題が偽なるものとして回避することができるため——、当該命題の真理条件に当該命題の道徳的な正しさが含まれていないのであれば、当該命題との関連で認識的目的を達成するために、当該命題の道徳的正しさを確認したり論証したりする必要もない。逆に言えば、「法は X である」という命題の真理条件に、当該命題の道徳的正しさが含まれているならば⁷⁶⁾、法理論の道徳的正当化要求テーゼにおいて要求される道徳的正当化は、まさに法に関する認識的目的の達成に関連することになるだろう。だが、「法は X である」という命題の真理条件に道徳的正しさが含まれると考えた場合、法は水のような存在者とは根本的に異質なものと考えなければならぬであろう。

一方、道徳的正当化要求を、非認識的目的の当為として考える道筋もありうる。この場合、「法は X である」という主張が道徳的に正当化されるべきであるのは、法についての真理追求のためではなく、何か別の規範的目的によるということになるだろう。ただし、これが成立するためには、非認識的知的当為や非認識的評価的当為が成立可能でなければならず、これらが成立可能であるためには、プラグマティズムの立場が正しいものでなければならぬ。

さて、以上を整理すると、再び以下のような同時に成立し得ない三つの命題が導ける：

- (1) 法は、「法とは X である」という命題の真理条件に道徳的正しさを含まないようなものである
- (2) 信念に関する非認識的目的の当為は成立し得ない (真理主義)
- (3) 法理論家は、法理論において命題 P「法とは X である」を主張するにあたって、当該主張を道徳的に正当化せねばならない (法理論の道徳的正当化要求テーゼ)

76) 実際、少なくとも Dworkin に関して言えば、個別的法命題に関して、「法とは X である」という一般的命題に関して、その真理条件に道徳的正しさを含ませているように見受けられる。Dworkin [1986]、また、井上 [2003: 131]。

上記について、(真理条件に道徳的正しさが含まれるという)法の存在論的身分の特殊性を正面から認める立場は、(1)を棄却して(2)(3)を残すことができる。しかし、その場合には、法がいかなる存在者であるのかは問題とならざるを得ないであろう。一方、(2)を棄却して(1)(3)を残そうとする方針においては、真理主義を退け、プラグマティズムが可能な立場であることを示す必要があり、また、この場合、法理論の道徳的正当化は法についての真理追求とは無関係の目的のために要求されるという解釈になる。最後に、法の存在論的身分の特殊性を認めず、かつ、真理主義を採用するような立場を採用するのであれば、そもそも法理論の道徳的正当化要求テーゼは誤りであるとして(3)を棄却する必要があるであろう。逆に、(3)を採用する Dworkin や井上、及びその賛同者の立場から見れば、(1)か(2)のいずれかを棄却する必要があることになる。

5. 結 語

本稿では、「法理論に関する当為は可能か、可能だとして、それはいかなる当為でありうるか」という問いと、その特殊形たる『「法理論は道徳的に正当化されなければならない』というテーゼ（法理論の道徳的正当化要求テーゼ）がおよそ可能なものであるのか、可能であるとして、それはどのような条件において可能であるのか」という問いの二つを立て、それぞれに対する応答を試みた。結果は 4. において示した通りであるが、二つ目の問いに対して肯定的に答えるためには、「法とは X である」という命題の真理条件に道徳的正しさが含まれるという)法の存在論的な特殊性を受け容れるか、あるいは、信念に関する非認識的目的の当為を認めるプラグマティズムの立場を採用するか、あるいはその両方である必要があることが併せて示された。法の道徳的正当化要求テーゼの主張根拠は、既に触れたとおり論者によって異なるが、各論者がいかなる論拠に基づいてかかるテーゼを主張するのか、それが法の存在論的特殊性の前提や、信念に関するプラグマティズムとそれぞれどのように関連するかについては、別稿における更なる検討が期される。

参考文献

Alston, William P. (1988) "The Deontological Conception of Epistemic Justification",

Philosophical Perspectives, 2, 257-299.

- Alston, William P. (1989) *Epistemic Justification: Essays in the Theory of Knowledge*, New York: Cornell University Press.
- Alvarez, Maria (2017) "Reasons for Action: Justification, Motivation, Explanation", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2017 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = [〈https://plato.stanford.edu/archives/win2017/entries/reasons-just-vs-expl/〉](https://plato.stanford.edu/archives/win2017/entries/reasons-just-vs-expl/).
- Audi, Robert (2008) "The Ethics of Belief: Doxastic Self-Control and Intellectual Virtue", *Synthese*, 161, 403-418.
- Audi, Robert (2011) "The Ethics of Belief and the Morality of Action: Intellectual Responsibility and Rational Disagreement", *Philosophy*, 86(335), 5-29.
- Berker, Selim (2018) "A Combinational Argument against Practical Reasons for Belief", *Analytic Philosophy*, 59(4), 427-470.
- Blackburn, Simon (2008) *Oxford Dictionary of Philosophy*, Oxford: Oxford University Press.
- Bogen, James (2017) "Theory and Observation in Science", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Summer 2017 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = [〈https://plato.stanford.edu/archives/sum2017/entries/science-theory-observation/〉](https://plato.stanford.edu/archives/sum2017/entries/science-theory-observation/).
- Bronfman, Aaron & J. L. Dowell, (2018) "The Language of 'Ought', and Reasons" in Daniel Star (ed.) *The Oxford Handbook of Reasons and Normativity*, Oxford: Oxford University Press.
- Chignell, Andrew (2018) "The Ethics of Belief", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2018 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = [〈https://plato.stanford.edu/archives/spr2018/entries/ethics-belief/〉](https://plato.stanford.edu/archives/spr2018/entries/ethics-belief/).
- Chrisman, Matthew (2008) "Ought to Believe", *The Journal of Philosophy*, 105(7), 346-370.
- Côté-Bouchard, Charles (2019) "'Ought' Implies 'Can' against Epistemic Deontologism: Beyond Doxastic Involuntarism", *Synthese*, 196, 1641-1656.
- Dickson, Julie (2001) *Evaluation and Legal Theory*, Oxford: Hart Publishing.
- Dworkin, Ronald (1986) *Law's Empire*, Oxford: Hart Publishing (邦訳:ロナルド・ドゥウォーキン, 『法の帝国』(小林公訳), 未来社).
- Feldman, Richard (2008) "Modest Deontologism in Epistemology", *Synthese*, 161(3), 339-355.
- Finnis, John (1980) *Natural Law and Natural Rights*, Oxford: Oxford University

- Press.
- Glüer, Kathrin & Åsa Wikforss (2018) "Reasons for Belief and Normativity" in Daniel Star (ed.) *The Oxford Handbook of Reasons and Normativity*, Oxford: Oxford University Press.
- Hale, Bob & Aviv Hoffman (eds.) (2013) *Modality: Metaphysics, Logic, and Epistemology*, Oxford: Oxford University Press.
- Hart, H. L. A. (1983) *Essays in Jurisprudence and Philosophy*, New York: Oxford University Press.
- Hart, H. L. A. (2012) *The Concept of Law*, third edition, New York: Oxford University Press.
- Hieronimi, Pamela (2008) "Responsibility for Believing", *Synthese*, 161(3), 357-373.
- Lakatos, Imre (1976) "Falsification and the Methodology of Scientific Research Programmes" in Sandra Harding (ed.) *Can Theories be Refuted?: Essays on the Duhem-Quine Thesis*, Springer.
- Leary, Stephanie (2017) "In Defense of Practical Reasons for Belief", *Australasian Journal of Philosophy*, 95(3), 529-542.
- McHugh, Conor, Jonathan Way & Daniel Whiting (eds.) (2018) *Normativity: Epistemic & Practical*, Oxford: Oxford University Press.
- Moore, Michael S. (2000) *Educating Oneself in Public: Critical Essays in Jurisprudence*, Oxford: Oxford University Press.
- Orsi, Francesco (2015) *Value Theory*, London: Bloomsbury.
- Parfit, Derek (2011) *On What Matters Vol.1*, Oxford: Oxford University Press.
- Peels, Rik (2016) *Responsible Belief: A Theory in Ethics and Epistemology*, Oxford: Oxford University Press.
- Peels, Rik (2017) "Responsible Belief and Epistemic Justification", *Synthese*, 194, 2895-2915.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Massachusetts: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Reisner, Andrew (2018) "Pragmatic Reasons for Belief" in Daniel Star (ed.) *The Oxford Handbook of Reasons and Normativity*, Oxford: Oxford University Press.
- Sample, Matthew S. (2015) "Stanford's Unconceived Alternatives from the Perspective of Epistemic Obligations", *Philosophy of Science*, 82(5), 856-866.
- Schroeder, Mark (2011) "Ought, Agents, and Actions", *Philosophical Review*, 120(1), 1-41.
- Schroeder, Mark (2012) "The Ubiquity of State-Given Reasons", *Ethics*, 122, 457-

488.

- Schroeder, Mark (2016) "Value Theory", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2016 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <https://plato.stanford.edu/archives/fall2016/entries/value-theory/>.
- Schwitzgebel, Eric (2019) "Belief", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Summer 2019 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <https://plato.stanford.edu/archives/sum2019/entries/belief/>.
- Shah, Nishi (2006) "A New Argument for Evidentialism", *The Philosophical Quarterly*, 56(225), 481-498.
- Shah, Nishi (2011) "Can Reasons for Belief be Debunked?" in Andrew Reisner & Asbjørn Steglich-Petersen (eds.) *Reasons for Belief*, Cambridge: Cambridge University Press, 94-107.
- Smith, Michael (2005) "Meta-Ethics" in Frank Jackson & Michael Smith (eds.) *The Oxford Handbook of Contemporary Philosophy*, Oxford: Oxford University Press, 3-30.
- Steup, Matthias (2005) "Epistemology". *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2018 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <https://plato.stanford.edu/archives/win2018/entries/epistemology/>.
- Sylvan, Kurt (2016) "Epistemic Reasons I: Normativity", *Philosophy Compass*, 11(7), 364-376.
- Timmons, Mark (2013) *Moral Theory: An Introduction* 2nd edn., Rowman & Littlefield.
- Toh, Kevin, 2005. "Hart's Expressivism and His Benthamite Project", *Legal Theory*, 11, pp.75-123.
- Vahid, H. (1998) "Deontic vs. Nondeontic Conceptions of Epistemic Justification", *Erkenntnis*, 49(3), 285-301.
- 碧海純一 (1981) 『法哲学論集』, 木鐸社.
- 碧海純一 (2000) 『新版 法哲学概論 [全訂第二版補正版]』, 弘文堂.
- 伊勢田哲治 (2003) 『疑似科学と科学の哲学』, 名古屋大学出版会.
- 井上達夫 (2003) 『法という企て』, 東京大学出版会.
- 井上達夫 (2014) 「立法学における〈立法の哲学〉の基底的位置」, 井上達夫 (編) 『立法学のフロンティア 1 立法学の哲学的再編』, ナカニシヤ出版.
- 井上達夫 (2019) 『立憲主義という企て』, 東京大学出版会.
- 横濱竜也 (2016) 『遵法責務論』, 弘文堂.